

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
--------	------	----	------

書 記 棚 瀬 敦 夫

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

慶弔に関する事項の報告です。

去る 5 月24日、東京の日比谷公会堂で全国市議会議長会の第82回定期総会が開催されました。この定期総会において、土屋勝義前議長に感謝状が贈呈されております。土屋前議長は定期総会に出席される予定でしたが、所用のため欠席されました。そこで、先日、事務局に感謝状が届きましたので、皆さんに御報告をいたしますとともに、伝達を行いたいと思います。

〔議長 藤橋礼治君登壇〕

〔17番 土屋勝義君登壇〕

議長（藤橋礼治君） （感謝状朗読）

---

感 謝 状

瑞穂市 土屋勝義殿

あなたは全国市議会議長会社会文教委員会委員として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第82回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

平成18年 5 月24日

全国市議会議長会 会長 国松 誠（代読）

---

議長（藤橋礼治君） （感謝状伝達）

おめでとうございます。（拍手）

〔議長 藤橋礼治君降壇〕

17番（土屋勝義君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは身に余る感謝状をいただきました。これひとえに皆様方の協力のもの感謝申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

〔17番 土屋勝義君降壇〕

議長（藤橋礼治君） 土屋議員さん、大変おめでとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 若園五朗君の発言を許します。

3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

翔の会の若園ですけれども、議席番号3番、議長の一般質問の許可を得ましたので質問させていただきます。

初めに質問1、旧巢南町で土地開発公社が先行取得した物件の売買経緯と現在の未利用地の状況と今後の対応についてお伺いします。

順次、自席の方で説明させていただきます。

昭和49年から公社で先行取得し、昭和61年度から平成15年度までに旧巢南町及び瑞穂市で再取得した土地は、私が情報公開で調査したところによりますと、契約件数は75件、面積は7万8,599.56平米、契約金額は23億7,976万8,427円ということでございます。

今回の土地開発公社に伴う土地利用の先行取得のポイントの内容で聞きたいのは、昭和49年から平成15年までの巢南町及び穂積町の再取得した物件と金額は。

二つ目、本来買った先行取得用地で未利用地になぜなっているか。その未利用地等の金額についてお伺いします。

3番、福野前巢南町長時代の平成13年から平成15年の3年間、1万4,148平米、金額にして5億6,960万305円を買い戻した、そういう土地についての土地利用の計画はどうなっているかということです。

4番、旧巢南町時代に取得した物件で、瑞穂市になりまして瑞穂市土地開発公社、理事長福野寿英氏から松野市長に3筆買われております。これは私たちが議会に出てから3筆、公社から市の方へ移っている物件が3件ございます。平成16年3月4日、平成15年9月16日、平成15年9月16日、この3件につきまして、市の方へ移って、買ったにもかかわらずまだ一部未利用地となっている部分がございます。その件の対応について確認したいと思います。

五つ、土地収用法に伴う3,000万及び5,000万控除となっているわけでございますけれども、その北税務署の見解は、再度確認させてもらいます。前回も一般質問させていただきましたが、今回も確認したいと思います。

6番、17年度決算の普通財産が5万224平米でございます。未利用地を早期活用するためには

特別土地委員会等を設けて、早く有効利用するもの、あるいは払い下げ等、あるいは雑種地でそのままになっているものについての対応、そこら辺しっかりやってもらいたいことについての確認をしたいと思います。

もう一つは、一般質問をしておる中でなかなかまだその土地利用の未利用地についての具体的な施策事業について見えてこないのが、今現在、総務課あるいは都市整備課になっていきますけれども、そこら辺の窓口を一本化し、この財産がある中で早く活用し、運用をするために窓口の一本化をどう考えてみえるか、確認したいと思います。

初めに総務部長にお伺いしますが、先ほど言いました昭和49年から平成15年までに取得した物件で75件あり、面積は7万8,599平米、契約金額23億7,900万円についての考え方等について御説明をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問の第1点目について、お答えをさせていただきます。

情報公開の方で既に内容については取得しておられますので、数字は申し上げませんが、契約件数は御指摘がございましたとおり75件でございます。この中で、当初の事業目的と申しますか、事業の用に供することができなかった土地につきましては25件でございます。その理由といたしましては、当初、事業目的のとおり開発公社から町が再取得をいたしておりますが、これは事業の見直し等によりまして実施できなかったというふうに認識をいたしております。まず1点目につきましては以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、25件ということでお聞きしたんですけれども、当初、私が調べた情報公開の中で、75件のうちの契約金額23億でございます。ところが、未利用地の中で25件ということですが、具体的に今、25件を買い戻した金額、どのくらいの金額を買い戻したか教えていただけませんか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、25件合わせて40筆ございますが、約7億600万円でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） そういうことで、非常に町、あるいは市民の税金の中で、本来23億買っておきながら実際には7億のお金の運用をまだ執行していない、あるいは土地利用が、いろいろ土地も下がっているんですけれども、そういうような状況で、非常に未利用地が多いという

ことで、今回の17年度決算の普通財産を見てもと5万 224平米ということで、非常に大きい面積がまだ6月広報の財政公表の中に出ているわけでございますけれども、今までの経緯、いろいろございますでしょうが、やはりこの土地の有効活用なり土地利用を早く私は進めてもらいたいというふうに考えています。非常に大きな金額がそのままになっていることについて市長の考え方、それをどう考えてみえますか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 開発公社に土地の先行取得をお願いする場合の計画性の問題が一つあったんじゃないかなあと思うんですね。ですから取得した後、利用目的が変わっていったということでありまして、この辺は公社に対して先行取得で依頼する場合の考え方というものをきちっと組み立ててやっていかないといけないんじゃないかということをお返しております。

また、普通財産で多く残っておる土地につきましては、どのように活用していくかということについては、鋭意検討をしております、御指摘のように貴重な歳入で取得した土地でございますから、市民のために生かす方法を、いろいろとまた議会の皆様方とも御相談しながら整理していきたいと、こんなように思います。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 先ほど総務部長から、具体的に25件で、公社が買いながら7億ぐらいの未利用地があり、金額もそういうような不適切な金額が残っているということを確認したんですけれども、具体的に25件の未利用地を土地開発公社が買った目的、例えば公園整備用地とか、あるいは町道拡張用地、あるいはふるさと農免道路農地整備事業、あるいは不燃物処理という公社で買った目的があると思うんです、現在未利用地がある中で、それを具体的に御説明お願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、いろいろ事業目的がございまして、例えば一般廃棄物の処理場で購入したものとか、そして学校給食センター用地で購入をしておるものもございまして、そして下水処理場という事業目的もございまして、公園整備だとか、そして犀川の改修事業の関係だとか、消防署の整備だとか、庁舎周辺の整備事業であるとか、中小学校の実習田だとか、西ふれあい広場の駐車場であるとか、ふるさと農免道路の整備事業の関係もございまして、防火水槽だとか美江寺駅前広場、南小の拡張事業だとか、件数にして25件ということで、例えば道路整備が何件だとか、不燃物で何件だとかということをお返す、ちょっとデータを持っておりませんが、今申し上げましたように南保育教育センターの拡張事業の関係だとか、そういったそれぞれの事業目的で購入をいたしております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 助役に確認したいんですが、平成13年から15年、土地開発公社から巢南町に買い取った分がございまして。面積は1万 4,148平米、金額にして5億 6,960万という金額は買い戻したんですが、その当時の議会、土地開発公社から町へ買ったときだと思っております、そのときの説明ですね。どのような説明をされてこれを執行部提案されたのか、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 皆さんも御承知だと思いますけど、土地開発公社の土地につきましては、そのまま持っているといふことだけでございます、経済的な状況を考えましても、私にならせていただいて新たにふやしていくということではなしに、その以前からその問題は御承知だと思いますけれども、そういうことを踏まえて早く処理をしていかなければならないという観点から、町として責任を早くとって始末していくということで、案件については議会等にもお話を申し上げてきたという経緯でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 先ほど市長の答弁で言われたとおり、助役に確認したいんですけれども、執行部と議会というのは、御存じのとおり予算を提出し議決するという中で、やはり今回の土地開発公社の目的に、時代に即応しなかったということとあわせて、やはりわかりやすく、いろんな書類を提案することについても、目的があって買いながら利息が上がるからなるべく早く町に移した。ところが一部、瑞穂市になって公社から市へ買った分が巢南町の中には3件ございます。それは西ふれあい広場の駐車場とか、あるいは南小学校の整備事業とか、あるいは南保育教育センターの整備事業と。本来、目的を持って買った分というのは、公社から町へ移さずに、きちっとこの3本だけは上がってきました。そういうことですのでいろいろ経緯はあるにしても、いろんな問題について、やはり現実として未利用地が25件あり、7億のお金がしっかり運用されておらんというのが現状でございますので、後に出てきますけれども、市長、あるいは助役の対応の中できちっと、その運用の仕方について今後しっかり処理をお願いしたいと思うんですが、再度、助役が今言っている瑞穂市の土地開発公社から市へ移った分について、まだ一部利用されていない分があるんですが、早く処理する、早くやると言いながらまだ現実に雑種地になっておる部分があるんですが、その問題について、何でもいいで、私は公社の理事長やけど、とにかく市へ移せばいいというんじゃなくて、必ずこの土地は市に移すけれどもちゃんと早く使ってくださいよということを執行部の中でまとめてほしいと思うんです。その考え方、助役、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） おっしゃるとおりだと思いますので、私たちも、先ほど市長が申し上げましたように土地を、ある程度目的を持って、その計画をいかにきちっと立ててそのとおりに実行していくかということが一番重要な点であろうと思います。私が先ほど申し上げた中には、時代的背景もありまして、道路関係等についてはそういうふうでなかなか買えなかった時代もございましたので、そういう点も残っているかなということもありましたけれども、そういう点については議会等の御指摘もいただいたように、早くそれを処理していかなければならないという意味で申し上げました。

今後につきましても、当然、計画的な土地の利用の仕方というものをきちっと明確化していくことが最も大切ではないかというふうに思っています。今後は、それにあわせて実施をしていきたいというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 今回、情報公開した中で75件あって、先ほど御説明しました3件については、私たちが瑞穂市議会になってから土地開発公社から市の方へ移ったのがございますが、その中に現在もまだ、買いながらそのまま雑種地になっているところがあるかと思うんです。それは平成15年9月16日、瑞穂市の土地開発公社理事長 福野寿英氏から松野市長に移った古橋字神田町南保育教育センターの分でございますが、365平米、場所は南保育教育センターの駐車場がございます。保育センターがあり、道路があり、駐車場があるかと思うんです。その部分がまだ、きのう僕見てきたんですけど、このくらいの草が生えておるんですね、50センチか60センチぐらい。

市長も助役もすばらしい答弁をされるんですけども、先ほど言いましたように、公社から市が買ったについてはなるべく早く、今言っている未利用地の、金額にすれば7億という大きい金額がまだそのまま雑種地になっておると。私個人的に考えれば、フェンスをちょっと外せばその駐車場をもっと利用できるというような、隣接しておるんですね。そういうこともしっかり現場と保育センターの担当の部局と、お金をさわっている総務部長と、そして財産の管理をしておる都市整備部とうまく連携をとってもらいたいと思うんですね。これで私も、一般質問で未利用地について何回でも説明させてもらっているんですけど、やはり実際に言葉じゃなくて体でやってほしいと思うんですね。その辺、市長、どうですかね。実際に土地をこういうふうに公社から市に移して、私たちが手を挙げて議決してやっていて、またそういうような状態があると。すぐ全部調査して、早く連携をとってやってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 南教育センターの用地の件については、私自身も承知しております。

これは公社から受け取った土地をそのまま駐車場に使う方がいいのか、実は隣地の方との土地の絡みで、その辺を整理し直して使い勝手がいいようにして残していくのかという問題が一つ懸案事項として残っておりますので、今は駐車場として使い切っていないというのが現状でございます。

御指摘のように、これもできるだけ早急に答えを出していきたいと考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今言っている未利用地、25件ある中で、今現在、普通財産で農地になっていると思うんですが、その草刈り等につきましての管理、その辺はどのような管理をしてみえるか、総務部長、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、普通財産に該当するものについては総務部の財政課の方で担当いたしておりますし、行政財産に値するものにつきましてはすべてそれぞれの所管課でということになっております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 市長にお伺いしたいんですが、今回の一連の土地につきまして、土地開発公社、そして町について市の財産に移っていく、このような大きな未利用地の面積があり、そのまま運用されない金額も計算すると出ているというわけでございますが、本来の土地開発公社の趣旨、自治法の趣旨からいった場合、私は不適切な処理だと今考えておるんですね、実際に運用されていないということですので。その辺、市長、どのような考えを持ってみえるか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 開発公社の土地を市が引き取るという問題につきましては、開発公社に置いておきますと、現実、どんどん金利が重なってまいります。ですから、逆に言うとどういうふうに活用するかという問題は市へ引き取ってから十分に検討しようということで、まず公社の負担をできるだけ軽減するという前提で市へどんどん引き取っておるのが現状でございます。

そして、市が持っており、また使っております土地全体につきましての基本的な姿勢としましては、まず第1点は借地になっておる土地はできる限り買収していきたいという考え方をまず1点持っております。それから、市の持っておる土地で普通財産に置いております土地は、現在は直接行政として使っていない土地でございますので、それをどういうふうにかかしてい

くかということは真剣に考えていかなければいけないというふうに思っております。

それで、その考え方につきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな考え方というか、また議会間でもいろいろとひとつ知恵を出していただきまして、その中で最良の方法を選択していきたいと、このように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 明快な解答ありがとうございました。

その中で、地方自治法の中で行政が普通財産であるのは、大体特定駐車場とかいろいろと細かい項目があると思うんですが、現状に農地で持つこと、要するに学習田以外の農地で持つことについての考え方ですね。その辺、市長、助役、どんなお考えでございますか。今現在農地で持って、本来学習田に使わなあかんのやけれども、とてもじゃないけれども、これ見てみますと非常に点在していますね。学校の周辺に農地なんてないですね。これについての使い方について、市長と助役、公社、両方の考え方、よろしく願います。

もちろん、土地開発公社の理事長もこれからどんとかわるんじゃないかと、本当に学校の周辺の目的とか、駅周辺とかいう、やっぱり目的を持って買ってもらいたいと思うんですが、今言っている地方自治法でいう普通財産の農地を実際に市が持ちちゃったと。その考え方について、市長の考え方と土地開発公社の理事長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、農地の所有の問題で学習田のお話ございましたけれども、端的なことを申し上げまして、これは結果が学習田であって、学習田の目的で取得したとは、ちょっと正直申し上げて考えられないというふうに私は思っております。ですから、やはり学習田というのが目的で取得するのなら、そのような適切な土地を取得していかなければならない。ですからその辺の使い勝手の問題とか、そういうものもあわせて考えながら土地の利用というものについて見直していく必要はあると、このように考えております。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 開発公社として独自にどうのこうのということで今やっているものではなくて、基本的には市から目的で買いたいということであって、そこからそれを引き受けてやるというのが基本的なスタンスになっております。

そして、農地の問題につきましては、やはり農地としては不適切な処理の仕方、事務的な処理の仕方をしてあるという部分についてはやっぱりきちと直していかなければならないというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五郎君） 表題にも今回質問する課題等を整理させていただいたんですが、市長に2点ほど確認させてもらうんですが、現在あるこの未利用地についての窓口の一本化、そこら辺、やっぱりこの財産がこうあって、どう運用するか、この土地については住民福祉課、民生課、あるいは教育委員会というように、ある程度市長とパイプをうまくつないで、早く運用する方法についてすることが大事だと思いますので、窓口の一本化のことについて、検討する余地はないですか。この対応についての窓口一本化、市長に確認します。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 普通財産というものにつきましては、1ヵ所で管理すべきだということを考えています。

それで、この4月の人事異動におきまして財政課に人員を増強しております。それはどういうことかといいますと、市が現在やっています仕事の中で管財という面が非常に弱いということでございますので、そのあたりを強化しようということで財政課を増強しておるということでございまして、そこでの管財のステップの中で、これも一つの大きなテーマとしてやらせていきたいと考えています。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 答弁ありがとうございました。

一応市長の言われたとおり、職員増員して、管財課というか財産の管理について、総務部長ということでございますので、今まで質問、回答、いろいろと私申し上げたんですけれども、今後、スピーディーにある程度の段階で早く処理し、運用してもらうことについて要望します。

最後に市長に確認したいんですけれども、ちょっと図面を見たところでも、巢南町の西から南まで本当にすごい番号が振ってあって非常に広域的になっておるんですね。この問題を処理するために、やはり早く未利用地を早期活用するために、今、土地を調査する委員会があるんですけれども、この処分する特別委員会といいますか、そういう市の諮問でもいいんですが、この財産についてはどうするか、あるいは執行部の考え方は、それじゃあもう払い下げるとか、例えばこの土地については市から利用するとか、具体的に今後の処理の仕方についての諮問機関というか、その処理の仕方の委員会をつくる計画はないか確認します、市長。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは土地財産調査特別委員会と私どもとが密接な連携をとりながらやっていけばいいんじゃないかと、このように思っております。

それで、現在持っております普通財産の土地の中でも、道路なんかの用地買収をやりましたときに、半端で残った土地というとしかられますけれども、そういうような土地は、私は隣近所の土地で引き受けていただけたところがあれば適切な、要するにあまり価格にはこだわらな

いでお譲りしていくのがよりいいんじゃないだろうかというふうに、まず1点思っております。

それから有効に使えるような土地、さらにあるいはその土地の隣地に御無理をお願いして区域をもう少し拡張することによって生かせる土地であるかどうかとか、あるいは今までに使ってきた状態によって、これは非常に管理が難しいという土地をどう考えるかというふうで、土地そのものの持っている性格別に整理をして、それぞれについての基本的な方針をまず固めていく必要があるんじゃないか。そして、それに基づいて順次1筆ずつどんどん進めていくというふうなふうで、この問題はできるだけスピードを上げてやっていかなきゃいかんと、このように認識しています。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 未利用地の面積、件数、あるいは金額等、すべていろいろと理解したんですが、今言っている市長の言葉のように、スピーディーに財政課の方で対応をきちっとしてもらいをお願いし、また現在ある土地について、農地であればそのように草刈り等も必要で、余分な経費が出ていくこととなりますので、早期にこの土地利用の活用についてお願いしたいと思います。

続きまして質問の2番でございますが、地方の自主財源である税の確保について。

6月定例会におきまして、市長の所信表明の中に国の権限移譲で3兆円、国から地方へ来るという税源移譲の説明がございました。そうした中で、6月の財政公表によりますと58億の市税、そのうち市民税は23億ということでございますが、国の施策によりまして3兆円の権限移譲がされると、市民税が自動的にアップすると。ところが、国税であれば所得税の申告をしたらすぐ徴収するんですけれども、市民税の場合はお金を全部使ってきちっと金額が出た段階で、後で徴収するというので、非常に徴収の効率が国はすごくよろしい。申告してすぐ納めるという国税があるんですが、ところが市民税の場合、国に申告して所得税を出してから、その後全部計算して市民税を徴収しないかんと。財政公表の中で58億市税が入る中で、固定資産もあるんですが、その中でよく調べると23億が市民税。今言っている権限移譲の中で、19年度から今度は市民税が税務課の担当者が頑張り、あるいは市民の納める機会を十分与えないと、幾ら3兆円の税源移譲されても率が上がらないという大きな問題があると私は考えております。

そうした中で、総務部長にお伺いしたいんですが、徴収強化が必要と考えられますが、今回の6月定例会におきましての税務課の住民税、あるいは住宅控除の関係の議案が上がっておりますが、19年度の前、18年度に向けての今の執行部の考え方について、徴収率を上げるにはどういうふうにご考えておるか、具体的に御説明をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの2点目の御質問でございますけれども、御指摘がござい

ましたように、国の三位一体改革の一環といたしまして国庫補助負担金の改革が行われております。この結果を受けまして、所得税から個人の住民税へ、恒久的な措置といたしましておおむね3兆円の税源移譲が行われております。

御指摘がございましたように、これに伴いまして個人の住民税の負担増が新たに納付遅延、滞納をもたらすということが非常に懸念されております。今後さらに厳正な徴収に努める必要があるというふうに考えております。

このことから、納付環境を新たに整備いたしまして、現年度分の徴収については次年度に繰り越さない。この基本方針に基づきまして、未納者に対しましては一定の催告を行いました後、速やかに滞納処分を行うなど、さらに公正な徴収率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） その内容につきましては、大体、権限移譲して要するに3兆円で、全国でそういうふうに自主的になるということは理解したんですけれども、実際に今度課税して徴収するについての、もっと効率を上げるための施策、前回、篠田議員が言われました、例えば納付できない方、土・日については税務課へ申し出ればコンビニで納められるよという答弁を聞いているんですけれども、今後の施策の中で、そういう催告をすとか、配達証明を出すほかに、18年3月、総務省のいろいろ通達の中に来年4月から副市長制ですか、そういうことを含めて、こういう問題について国の方から指示が出ておると思うんですね。ただ今までのやり方で金を集めるんじゃなくて、もっと環境のいいふうにして市民が納めやすいようにしてくれという指示が出ておると思うんですが、私の思いでは、例えばコンビニとか、もっと具体的に携帯電話でもコンビニでも払えるような、そういう環境はつくれないかということについて確認したいと思うんですが、再度答弁お願いします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたように、現年度分を次年度に繰り越さないという基本方針を持っております。

具体的にどんな方策があるかという御質問でございますが、配達証明付きの郵便を使うとか、戸別訪問を行うとか、そして時間外とか休日につきましてはコンビニ収納も可能ということで、徴収率向上に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

応じてもらえない場合でございますけれども、これまで以上に厳正に滞納処分を行うといいですか、その対象の滞納処分に望んでいくという決意もいたしておりますし、差し押さえ物件の換価につきましてもネット公売のシステムを既に構築いたしております。今後懸念される滞納額について、御指摘がございましたように積極的に努めてまいりたいというふうに考えてお

りますので、よろしく願いをいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 総務部長より回答が来ましたが、再度市長に確認したいんですけれども、3 兆円に伴う徴収率を上げるということで滞納処分なり配達証明をするというので、納める環境をよくするためにコンビニ等の収納を考えていくということによろしいですか、再度確認しますが。今言っている、今までの方法の中で、もっと土・日でも払える環境を整備することで、総務部長はコンビニ等、あるいは配達証明、納付書を送ったけれども受け取っておらん、もらっておらんという争いがあるということで、配達証明もするというの施策ですけれども、具体的に市民税の徴収率をきちっと上げるための納めやすい環境づくりに、コンビニ等の携帯電話でもどこでも納められるような手続をとっておるんですけれども、この1年間かけて、19年度から頑張る徴収率を上げるためにコンビニでもしたいよ、どうかねという考え方、市長に再度確認したいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の納税についての窓口の問題につきましては、私自身としては全面的にそういうところまで開放するという考え方は持っておりません。

ただ、今総務部長が言いましたように、お仕事の関係で銀行が閉まっていて行けない時間帯とか、そういうような方のための一つの方策だというふうで御理解をいただきたいと思います。

それと御質問の中にちょっとそれることもかもしれませんが、一番私どもの心配していますことは、所得税と住民税とが納税時期が違うということです。要するに所得に対してかかることは同じなんですけれども、所得税はその所得のあった年に課税がかけられますけれども、住民税は翌年に課税になります。このずれというものが結局所得の裏づけがないのに切符が来るというような事態を招くという可能性も十分あるわけでございまして、私はむしろ、地方への税源移譲もいいんですけれども、徴収につきましてはやはり今の制度というものをもう一度考え直していただくというか、要するに所得税と同時に徴収できるようなシステムというものの構築ということも非常に大切ではないだろうか、こんなことも考えています。そのあたりは、またこれは制度的な問題ですので、また粘り強くいろんな点で中央官庁と意見の交換をしていかなければいけないと思います。

ですから、先ほど総務部長が申し上げましたように、現況のシステムの中での徴収率を上げるためにできる限りの努力はしていく必要があると、このように考えます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 市長の答弁の中で、具体的に今現在の徴収制度、あるいは現年度から次

年度の課税についての全体的な見直しについての国の施策がありますけれども、そこら辺も今後よく見定めながら税の徴収をできる範囲内で頑張るということでございました。

続きまして、3番の中山道の歴史を生かした個性あるまちづくりということで、皇女和宮の御降嫁にまつわる「呂久の渡し」や「美江寺宿」など、中山道の歴史や文化を生かした個性あるまちづくりということで、市としての考え方、あるいは今後の進め方について、教育長、都市整備部の中島調整監にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 若園議員の中山道の歴史を生かしたまちづくりについて、お答えをします。

現在、市で指定しています文化財は63点ございます。そのうち中山道に関係するものは、史跡で美江寺の一里塚跡、美江寺宿本陣跡、それから呂久の小簾紅園があります。中山道の歴史を伝承している二つの事業が、地元の自主的・主体的な事業として行われております。

一つ目は、江戸の末期に中山道を、江戸へ御降嫁の折、呂久の渡しを渡船されたことを記念して地元の呂久で和宮保存会を組織して、和宮の御遺徳を後世に語り継ぐため春と秋の例祭を開催したり、他の団体との交流をしておられる一つ目の事例でございますし、二つ目の方は美江寺で、自治会の主催で平成7年から仮装行列などを中心とした宿場祭りが開催されております。さらに、美江寺の方では市の指定しております民俗文化財として美江寺観音のお蚕祭りがあり、祭りで奉納される「猩々ばやし」が保存会の皆さんによって小学生、子供たちへ伝承されております。この二つの事業については、中山道の歴史を伝承していくという観点から、市から補助金を交付しております。

それから次に、昨年度から県が進めております岐阜圏域景観まちづくり事業として、その事業に美江寺自治会が参加をしていただきまして、美江寺宿をどのように保存、伝承していけるのかということ、県と市と地元の皆さんで実行委員会を立ち上げまして、現在検討をいただいております。

いずれにしましても、文化財の保護・保存につきましては、市民の皆さんの協力が必要でありますので、今後とも文化財保護という立場でPRを進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 中山道の歴史を生かしたまちづくりについて、基盤整備の観点からお答えします。

まず初めに、地域に根づいた伝統や文化、歴史を大切にするとともに、それらを生かして個性あるまちづくりを進めるということは地域の連帯感、あるいは世代間の連帯感をはぐくみ、よって誇りの持てる地域を実現するためにはとても重要なことと考えております。よって、そ

のようなまちづくりを支援するために必要となる基盤整備につきましては、都市整備部としても実現できるよう努めていく役割があると考えておる次第でございます。

今、教育次長が説明しましたように、瑞穂市には中山道の歴史を示す数々の史跡があり、呂久地区や美江寺地区では保存会や自治会が主体となって中山道の伝統や文化を継承するための祭りや多くの行事が熱心に行われているということでございます。このような地元の熱意ある活動と連携し、中山道の歴史をどのようにまちづくりに生かしていけばよいか、まずもってソフト面十分に考えていくことが重要ではないかと思えます。今まさに地元の実行委員会でその方向性が検討されているようですので、都市整備部としてもこの検討会の中に参加させていただきながら、まちづくりに関する整備の方向性を一緒になって考えていきたいと考えおります。

最後に、国や県におきましても地域の歴史や文化を重んじたまちづくりを積極的に支援しておりますので、これらの施策を活用することも念頭に置きながら、今後の市としての対応を考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 教育次長及び調整監、具体的に今、和宮、あるいは美江寺宿等の中山道沿いの歴史ある史跡、あるいはそういう文化について県の景観の中のということで、地元と実行委員会をつくりながら今後計画を立ててやってみえるということを理解しました。

現在、和宮とか美江寺宿につきましては、市の助成が50万ずつ支払われていまして、こういうまちづくり、昔の歴史を大切にするためには市の行政の手助けも大事ですが、実行委員会の中に地元の方が入って今立ち上げているということを理解しましたので、中山道沿いの美江寺宿、あるいは和宮、あるいはその地域における蚕祭り等が行われております。そういうことで、今後とも中山道の歴史の財産、あるいはそういうソフト面からハード面の方に行けるよう、要望いたします。

最後になりますけれども、4番目の質問でございますけれども、長護寺川の河川改修事業の早期着工ということで、平成7年度から継続で行われていますけれども、一級河川の長護寺川の河川改修事業の着工状況、そしてその内容の具体的特長をどのような形で進めていくか、御説明をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 長護寺川の河川改修事業につきましては、県単の局部改良事業として平成7年度より岐阜県において進められております。

事業内容につきましては、全体計画延長約900メートル、総事業費約7億円で、平成12年度までにはブロック護岸工法により宮田橋までの約130メートルが現在完成しております。その後、河川法の改正もあり、多自然型工法の採用で計画の見直しが見込まれ、現在までに用地取得

もほぼ完了しております。平成18年度は昨年度に引き続き用地の県債償還が行われ、平成19年度から工事着手と聞いております。今後も早期完成に向けて引き続き要望していきたいと考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 県の事業におきましても、改修計画の内容をちょっと見てみますと、非常に二次製品を使うというのから自然の木を使うように変わりつつあるんですけども、そういう状況の中で、この地域は蛍が昔は生息していましたし、自噴も現在も出ています。また現在もヌートリアとかカモとかいろいろいますけれども、改修されるについて、県の事業にあわせて上の方にポンプでくみ上げて親水公園みたいな形でやれば、もっとあの地域の自然の形態を水生生物もそのまま生かせるんじゃないかと私は考えているんですけども、そうした中で県の事業にあわせて市も何か一部、そういう公園とか、ちょっとしたユニークな親水公園みたいなことをあわせて計画してみえるか、市長にお伺いしたいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いつも私、長護寺川については申し上げていますように、水源から流末までが瑞穂市の中にあって、自分たちの意図で川づくりができる非常に貴重な川だということを申し上げております。そういう意味で県も理解をしてくれておりまして、今、部長が申し上げましたように、着々と整備を進めておってくれますので、それにあわせてそのあたりの周辺環境整備というものをできる限りやっていきたいなと思います。

例えば、当然川沿いでの散策路というものはつくっていくわけですが、それに並行して茶花の栽培地を点々と設けるといようなのも一つの考え方かなあといようなことも言えるわけですし、とにかく使い方というものはこれからの工夫じゃないかと。今のは私の勝手なアイデアですけども、また皆さんからいろいろ意見を聞きながら長護寺川の両岸がいい散策路になるように育てていきたいと、こんなふうに思います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市長、大変ありがたい答弁をいただきましたんですが、要するに県の事業だけじゃないと。むしろある程度、茶花というか、長護寺川を散策できるようないい案を出しながら整備するというのを聞きまして、私がどこどこをどうするということじゃなくて、やっぱり市長の頭のいい考え方でもっとPRを出してほしいと思います。

具体的施策については、やっぱり今の景観がある中で整備されるけれども、その中で皆さんがよくなるような地域づくりを要望して一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。今回、事前に通告をしてございます点は2点、さきの臨時議会におきまして市長の行った専決処分に誤りがあった件についての質問と、それからプロムナード事業の整備についてということであります。

まず1点目の専決処分の誤りがあった件についてお伺いをいたしますけれども、この原因とその後の対応とといいますか、実際に起案を行った職員に対する対応、まずこれをお伺いしまして、残余の分につきましては質問席の方から一問一答の形式でお伺いしたいと思います。担当の部署は総務部だったと思いますので、総務部長、御答弁いただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、私の方で不手際を起こしまして大変申しわけございませんでした。

その後、体制について私の方で十分検討させていただきまして、法令審査委員会を改めるといようなことで、これまでの体制に誤りがないようにということで改めて検討を加えて進めてまいったという状況でございます。私の方から答えをさせていただくのは以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 対応した職員に対して注意をされたのかどうかという単純な質問だったんですけれども、そういったことは体制を見直すということでされたんだろうと理解をしておきます。

前回の臨時議会で出されました専決処分の件についてもそうなんですけれども、瑞穂市でそういった条例解釈の誤りがあったとか処分に誤りがあったということは、現在バスターミナルになっております土地の条例の解釈の誤りがあったということで追及をされていたところあります。この件につきましても、それから今の臨時議会のものにつきましても、議会として問責決議、それから精査された議案の提出を求める決議ということで一応の意思表示をしておりますので、これについては決着がついているということですから、そんな事実があったということだけお話をしたいと思います。

それからあと法令の誤りということについては、ここ最近では市会議員の補欠選挙にかかわる誤りがあったということで美濃加茂市の分が明らかになり、それから隣県の春日井市においてつい最近あったということでもあります。

行政そのものがこの法律、それからそれに伴う施行令、それから各自治体の条例に基づいて厳格に運営をされていくべきものであるということは論をまたないわけでありまして。そういっ

た状態にもかかわらず、その条例なり法令なりの解釈が十分されなかったというところは問題があるかということでもあります。

これについてちょっと私の考え方を話をしたいと思うんですけども、今、瑞穂市では法令審査会というのが、この条例の改廃する等に当たっては機能してきているということでもあります。今、総務部長の答弁の中に組織を一部改めたというようなお話がありましたので、これについてはまた組織担当ということで市長公室長にお話を伺いたいところでもありますけれども、そういう運用だとか解釈に当たっての部署を本当は設けておいて、それを常設の機関として市執行部の中に持っていた方が、こういう条例、それから法令の運用に間違いを起こさないのではないかというふうに考えるところであるわけです。

そういった機関を市の部署として本来だったら設けておくべきではないかということを考えるわけですけども、そういった部署を今後設置していく用意があるのか、それとも先ほど総務部長の答弁の中にありました審査会がそういったような機能を持つてくるのかといったところを、その点についてお答えをいただきたいので、市長公室長、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 今、安藤議員さんからの御指摘を受けました法令審査会へ改めて執行部で持ってはどうかということなんですが、これにつきましては、先ほど総務部長よりお話がありましたように、法令審査会は組織の変更をさせていただきました。というのは、今まで法令審査会ということでやっておりましたんですが、政策審査会を新たに設置しまして、その組織は部長以上になっておりますが、その部長以上について政策審査会においていいかどうかをまず判断させていただいて、それに基づいて今度は法令審査会、これも各課代表の職員を集めまして、法令審査会というおやつが、今、例規審査委員会ということで審査させていただいております。その審査をされたやつをまた再度部長会の方でもう一度見てという、チェックを何度か重ねまして、なるべくエラーの少ない、再発防止に努めたいと思っております。

あと、新しく執行部をつくったらどうかという御意見なんですが、今、市長公室の方で政策推進課という課がありまして、新しい事業につきましてはこちらの方で法的にいいかどうかということを考えながら進めておりますので、担当課と政策推進課が協議しながら進めていく方法で実際やっておりますので、この方法でいいんじゃないかなと僕は思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 御答弁ありがとうございました。

ただ、今の中で一つ疑問をお話しすれば、名前の違う同じメンバーの部会が二つあるという

のもおかしなものではないかと。要は政策審査会も部長以上で構成をすると。改めて部長会議に出すという形、要は名前が違うだけの会議があるということ、どうなのかなあと。一方でその政策を出しつつ、法令審査会の方で話し合いをし、それをまたもとの名前を変えた部長会の方へ出して審査を受けるということになっているということです。何か聞いていますと、あんまりすっきりした形ではなさそうだなと思うんですが、もしそうであるなら、今の政策推進課の方でいろんな政策の研究とその実施の計画をきちんと立てていただいて、それを法令審査会へ出して、それから部長会へ出すという形にした方がよりすっきりするのではないかなということでもあります。

今の例規審査会の役割ですけれども、これはどの辺までの権限を今持たせているのかと。単純にその文言のチェックだけで終わっているのか、それとももう少し踏み込んだところまで持っていくのかということなんです。

今回の質問に先立ちまして、私個人的にといいますか、インターネットを使って他の県、それから市を調べてみましたが、あまりそこまで踏み込んで書いてあったところがないんですけども、今の法律、それから施行令、その他県の条例、市の条例一切をその内容まで踏み込んで解釈をするような権限を今の例規審査会の方に持たせていくのかと。要は各課、各部署の間で、例えば同じ法律を扱いながら解釈が異なるというようなことがあっては困るわけですし、それから各職員間でもそれまでの慣例でこういう事務作業を行ってきたのでこの法令はこういう解釈になっているはずだという個人間の解釈の差が起きないように、そういう調整までこの例規審査会の方で行うような機能を持っているのかと。単純に議会へ条例を出すというような、要は文言の整理だけではない部分まで持たせているのかということ、どうなんでしょうか。市長公室長、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 例規委員会については、文言の整理というより法の抵触性とかそういうことを検討していただくということです。

文言の整理につきましては、あくまで原課の方で十分やっていただくということで進めておりますけれども。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 文言の整理を中心に行うということですね。逆ですか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 文言の整理はあくまで原課の責任においてやってくださいということで、その内容についての審査は例規委員会の方でやってくださいということで区分けしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 文言の整理は原課で、その調整ということですが、解釈までは踏み込まない、運用面まで踏み込んで、要はこの条例、この制度はこういうふう運用されるべきだという、そこまでは踏み込んでいないということですね、そうすると。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） それにつきましては、先ほど言いました政策委員会の方でやっていただいて、それに基づいて例規の方の解釈、つくり方とか内容が法律に抵触していないかということ審査会の方でやっております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） わかりました。

そうすると、あくまでも文章的なものが例規審査会ということですね。その政策が法に触れるかどうかといいますか、適用するかどうかは政策推進課でやるという理解でよろしいわけですね。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 政策審査会はこの政策がいいかどうかという判断でして、その政策が今度は法に触れるかどうかという判断は例規審査会の方で検討してもらっていますから、そういうふうに解釈していただきたいですけど。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） ちょっと私の方の理解も足りないのかもしれませんが、政策その他の、そのものの研究とか実施、そういった計画をする部署と、それからそれに伴ってできてきたいろんな制度、それから国の法律等の関係を法律そのものの解釈をする部署と政策を研究する部署と、そういったものが設けられるのはどうかということで今回質問をさせていただいているところなんです。

政策審査会、部長級以上で組織する部署と、それから今の例規審査会というふうに分けて今後運用していくというお話でしたんで、そういう政策等の新規政策等も含めた部署、それからそれを実際に運用していったときの法令解釈部署というのが設けられたのかなあという理解でここまで御質問させていただいたところであります。

今回のこの誤りのあった事案にかかわって、今後こういった単純に文言のミスだというだけではなくて、いろんな制度が運用されていくときに部署間、それから職員の個人間の中で解釈が異なるということになりますと、これからまちが大きくなってきていますので、いろんなト

ラブルの発生のもとになるだろうということは考えられるわけです。それを統一的な見解を持たせるための部署と、それから現行の法令その他にあわせていろんな新規政策を研究していく部署というものが市行政当局の側で設けられる必要があるのではないかということで今回この質問をさせていただいているところであります。

また、いろいろと今後の動きを見ましてお話をさせていただくことがあるかもしれませんが、この質問についてはここで一たん終了にしたいと思います。

あわせて、次の質問に移りますけれども、プロムナードの設置ということについて御質問したいと思います。

これは私の、せんだっての議会でもいろいろとお話をさせていただいているところであります。今、このまち、どこのまちでもそうですけれども、潤いのあるまちだとか、安全・安心のまちづくりということでなされているわけでありまして。その安全だとか安心だとかというものを考えたときに、一種のむだをまちの中につくっていくもんだろうかというようなこともあるんです。むだというとこれはあれなんですけど、要は余裕を持つということですね。その余裕というのは見方を変えればむだにもなるものかなあというふうに思うところなんですけれども、このプロムナード、いわゆる散策路、遊歩道ですね。これがずうっと計画をされて今後も整備をされていくということになっていたところであります。この計画が現在どの程度まで進んでおり、今後どういった形で整備が進められていく予定になっているのかということをお話しいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今御質問のありましたプロムナード計画とその進捗状況についてお答えします。

まず、プロムナード計画は、車に頼らずにまちの中を自由に、そして快適に歩くことができるよう、市内にある大小河川の堤防天端を活用しながら、それらを東西につなぎ、市民の方々の毎日の通勤や通学、あるいは健康増進、あるいは自然との触れ合いの場を創出するために安全な歩行者道路ネットワークの整備を目指したものであり、新市総合計画では水と緑のネットワークづくりとして位置づけられているものでございます。

当該計画の推進に当たっては、現在実施中のＪＲ穂積駅周辺まちづくり交付金事業の中に含まれており、平成18年度は市中心部から中川へつなぐ別府保育園北側市道の歩道整備を行うとともに、平成19年度以降も中川や五六川、犀川堤防天端の歩道環境の整備、具体的には舗装や休憩所の整備、あるいはそれらをつなぐ歩道、また歩道はできなくとも歩行者優先道路の整備を進めていきたいと考えております。これにつきましては、現在、現地を職員が歩きながら調査を実施しているところでございます。

あわせて、快適な歩行空間とするための堤防天端の除草、あるいはごみの清掃、また河川内

のごみの清掃などの対策も重要であることから、これらについては地域を初め市民の方々とあらかじめ協議しながら進めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） ありがとうございます。

現在のところは中心から中川へ、それから五六川へと、利用する現行の道路といった方がいいんでしょうか、堤防の天端を利用して進めていくというお話であります。

このプロムナード事業の今後の展開ですけれども、このネットワークは道のネットワークというふうに今理解をしたんですけれども、いわゆるこの歩道が、今後はこのまちの中に網の目という言い方がいいのか、縦横つないだ格好という、ただ単にそういう言い方がいいのかあれですけれども、東西南北をうまくつなぎ合わせた格好で整備がされていくというふうに理解をしておいてよろしいんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今議員の申されたとおり、既存の道路を利用しながらネットワークをつくっていかうとするものでございます。

現実的にはなかなか歩道ができないところとかございますけれど、歩きやすいところ、それからまた安全な施策を用いまして、例えば道路の一部をカラー化しまして歩行者優先の位置づけをしたり、あるいは案内標識をきちっとつくったり、また防犯対策をしたりとか、そういうきめ細かい施策を用いまして、できればネットワークをつくっていききたいと。現在、河川堤防につきましては非常に皆さん活用されておりますので、これはその活用の仕方をもうちょっと向上できるように環境整備を図っていききたいというふうに考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） よくわかりました。

これは隣接の市町でも持っているところがあるようですし、それからけさの新聞においては垂井町で史跡めぐりなんかとあわせたロードマップづくりをというようなことがありますけれども、先ほど教育次長の答弁の中に史跡、そういうのが63件あると。これと今の道の整備とあわせてという話がもし持ち上がったときに、教育委員会としてはどのあたりまで協力をしてもらえるものなんでしょうか。教育長か教育次長か、どちらか。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この市内にある文化財、あるいは史跡を大事にしていく、そういった仕事も教育委員会の仕事であるというふうに認識しております。

これにかかわりまして、史跡めぐり的なものの御提案も聞いておるわけでございますが、今

現在、具体的な方向性を生み出すということで動いておるわけではございません。しかしながら、先ほど申しましたように、そういったことの必要性、重要性、そういったものは認識をしておるつもりでございます。そういった点では、そういった市内にある文化財、あるいは史跡等、そういったものが多くの方に知っていただける、また多くの方がそこに訪れていただける、そういったことを一つの課題として今後検討していきたいということを思っています。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） はい、ありがとうございます。

今の史跡めぐりなんか一つのまちのPRの一環として使えるでしょうし、それから特にこの歩道の整備というのを考えたときには、今のところまだこの瑞穂市は平均的に年齢層の若い人の多いまちなんでしょうけれども、将来的には高齢者の割合が徐々にふえていくであろうということは容易に想像ができるわけです。そういったときに、歩行者が安心して歩けるというまちづくりをしておかないと、車だけでしか移動のできないというまちはまさに住みにくいまちになるかと思しますので、要は自動車を利用しなくてもある程度生活ができるようなまちづくりをしていくための一つの整備として、こういった歩行者優先の道路がまちじゅうに整備をされていくということも必要だろうというふうに考えます。

今回、これは計画と進捗状況ということだけで伺いましたので、また今後の展開等につきましては機会を見て御質問させていただきたいと思えます。これで私の質問は終わりにいたします。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 篠田徹君の発言を許します。

篠田君。

2 番（篠田 徹君） 2 番、翔の会所属、篠田徹でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

瑞穂市第1次総合計画が策定され、いよいよまちの進むべき方向が明らかにされました。基本構想の冒頭に、「これまでのようなトップダウン型のまちづくりから、本来のまちづくりの主演である地域住民がみずから考え提案するボトムアップ型のまちづくりが求められるようになっていきます」と書かれています。広義に考えれば、自分たちでできることは自分たちで責任を持って行う自助、自分だけでは解決や行うことが困難なことについては周囲や地域の人たちと一緒に協力し助け合う共助、個人や周囲、地域あるいは民間の力で解決できないことは公的

機関が行う公助、以上の三つの「助」が今後のまちづくりのポイントになると考えるのであれば、我々議会人は公助をしっかり考えつつ市民の皆さんの自助や共助をいかに支えるかが重要なことではないでしょうか。

今回の質問はそのようなことを考えつつ、4点の質問をさせていただきます。

まず1点目に駅前開発の具体的な内容、2点目に各審議会等のあり方について、3点目に市場化テスト法案成立以降の窓口業務について、4点目に大月浄水公園に流れる排水についてを質問させていただきます。

以下、質問席の方に移らせていただいて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目の駅前開発の具体的な内容について市長にお尋ね申し上げます。

さきの定例議会において、JR穂積駅周辺の市街地再整備まちづくり交付金事業を表明され、市民の意見を取り入れながらとの答弁でしたが、その後の具体的な構想、進捗はどのようになっているのかをお尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） JR穂積駅周辺のまちづくり交付金事業について、その概要と進捗状況について御説明申し上げます。

JR穂積駅周辺は、御存じのとおり歩行者も多く非常に人が集まるところということで、平成18年度に国のまちづくり交付金事業を活用して一定のエリアにおきましてバリアフリーを基本とした歩道空間の整備、あるいは施設のバリアフリー化を目指して事業を提案したところでございますが、これが本年4月、国から正式に採択されまして、現在都市整備部におきまして調査を実施しているところでございます。

本年度、平成18年度におきましては、別府地下道のスロープ化、また図書館周辺の歩道整備、加えまして別府地下道の西側へ行く歩道の整備、こういう事業につきまして秋以降工事を進めていきたいと思っております、いずれにしてもこのJR穂積駅周辺地区のまちづくり交付金事業は平成18年から21年まで4年間の事業ということでございますので、極力事業が円滑に進むよう、地元の方に説明を事前にしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 先ほどの安藤議員の答弁にもなされたように、駅前においてはそのような考え方で現在進んでおるということを拝聴いたしました。

一番大事なことは、前議会におかれて市長がおっしゃられた、市民の皆様の意見を聞きながらやっていきたい。時においての見直しをしていきたいとおっしゃられたことが一番重要なこ

とではないでしょうか。行政側から提案して行っていただくだけではなく、いろんな場面において広く市民の意見を聞きながら行っていくことが大事ではないでしょうか。

ここにある組織団体の瑞穂市活性化のための提言、瑞穂市ホットビジョン3というものがございまして。これはある民間の任意の団体なんですけど、このようにカラー刷りのページで写真等も入り、本当に瑞穂市のことを考えているんな提言がなされております。大きく三つに分けて次世代に向けた穂積駅づくりを初めとし、瑞穂市の歴史と生活環境、景観を考慮した景観ブランド瑞穂八景の創造、また3点目としてエコシティー瑞穂を目指したまちづくり等々、本当に立派な意見を集約しまとめてあるものができております。このような意見等を取り入れながら、まちづくり交付金を生かし駅前開発を行っていくことは重要なことであると考えておりますが、市長、この点について、例えばこのような意見書が出たときに受け入れられるお考えはございますか、お尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いつも私申し上げますように、やはりまちづくりはまちに住む人たちの力でやることだというふうに思っています。そういう意味で、今の御提言はどこから出ているかも大体わかっておりますけれども、来週お会いする予定でおります。いろんな御意見も私は十分に斟酌しながら、またそういう方々の力もお借りしながらまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今の質問に関連いたしまして、このように民間の中においても将来の瑞穂市の目指すべき方向を考えてみえる人たちがいることは、まさしくまちの宝であると思っております。このような提言に対し、瑞穂市が今後もまちづくり交付金を活用しつつ、例えば先ほどありました瑞穂市の歴史と生活環境、景観を考慮した観光ブランド瑞穂八景づくり、あるいはエコシティー瑞穂を目指したまちづくり、あるいは瑞穂市、旧穂積においては特に水害に悩まされた地域であるということをかんがみれば、災害に強いまちづくり等々をまちづくり交付金等を活用して今後も進めていくお考えがあるのか、ないのか。また、あれば具体的にどのようなことを進めようとしてみえるのか、お尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 篠田議員にお答えします。

平成19年度のまちづくりをどのように進めるかということで、現在、都市整備部の方で検討されているところでございますが、現在描いているのは、平成19年度まちづくり交付金事業の新規事業として市中央地域約975ヘクタール、これは具体的には中川と犀川に挟まれた地域でございますが、これを中心に災害に負けないまちづくりを目標に掲げ、関連する諸事業を5年

間で計画、実施するような計画を今立案中でございます。

当該地区の南部は市の中でも低地に位置しているため、過去幾多の水害を受けており、現在、最下流部では国及び県において犀川統合排水機場、並びに新堀川放水路の整備等の治水対策事業が鋭意進められているところでございます。これらは国や県で進められている災害関連の施策、事業とともに、市が主体となって地震や火災、水害など災害発生時の避難や物資輸送に必要な道路の整備、あるいは排水路の整備、都市下水道の整備を行い、またそれと同時に、平常時においては河川と親しみ、自然の役割や出水時の怖さなどの認識が深められるよう、水辺の楽校整備を中心とした犀川や五六川、中川等の河川環境の整備等の諸事業を総合的に連携して実施し、災害に負けない安全で快適なまちづくりを推進するべく、国土交通省所管のまちづくり交付金事業を積極的に活用していきたいと考えております。現在、国へ概算要望中でございます。本計画が採択されるよう全力を尽くしてまいりますので、よろしく願いしていきたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今の中島調整監の答弁は、平成19年度以降に災害に負けない安全で快適なまちづくりを目指してまちづくり交付金を活用し、瑞穂市を活性化というか、安全・安心なまちづくりをしていこうという答弁であったかと思っております。

それに関連して、今の御答弁の中にありました犀川統合排水機場や新堀川放水路の問題についてなんですけれど、進捗状況はいかがなものでしょうか。用地買収等の状況を御説明ください。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 統合排水機につきましては、現在、国の方でことしの6月には犀川の第2排水機に値する10トンの排水機の完成を見込んでおります。

続きまして、来年の出水期までには何とか新堀川の8.4トンの放水路、排水の完成を目指したいというところで、現在国・県におきまして鋭意進められております。その中で現在、若干、十二、三名程度、用地の対応ができておりませんが、今現在、地元の方と鋭意御尽力願って、ぜひとも早い時期に用地の取得を行い、来年度の出水時期に向けてすべての排水機能が確保できるように、現在市としても全面的に協力しながら、国・県に要望いたしておる状況でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今、部長からの答弁をいただきまして、状況がどのようになっているかよくわかりました。

やっぱり地域の人の中においては先祖から守り受けた土地をという部分でいろいろ思いもあるうかと思いますが、行政側としては本当にお願いをお願いを重ね、願いに願って御理解を賜りながら、災害に負けない安心で快適なまちづくりを目指すために努力をしてほしいと思います。また、その折におきましては、例えば終末地域になります祖父江地区、あるいは野白、野田、稲里等々の地区を、先ほど中島調整監の方からお話がありましたまちづくり交付金の中心地域として指定を打っていただいて、そこら辺に目をあけるような施策が考えられれば地域の方の御理解も受けやすいのではないかと私は考えます。そのような施策を、市長、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして第2点目、各審議会のあり方についてお尋ね申し上げます。

現在、瑞穂市において20前後の審議会があると思われませんが、各審議会がどのように開催され、またどのような方法で審議がなされているのかをお尋ね申し上げます。市長公室長、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、篠田議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘がありましたように、審議会は現在おおむね20ぐらいの審議会が運営されております。審議会につきましては、定期的に行われる防災とか水防協議会、一定期間過ぎてその機能を休止している総合計画審議会とか、また議題に応じてその都度開催される都市計画審議会などがあります。それぞれ、目的、趣旨に沿って区分されております。また、これらの審議会の招集、進行はおおむね会長のもとに進めておりますが、どちらかといえば行政の要請で進められることもあります。

これからの審議会のあり方につきましては、自由と責任を持って自立できる行政が今地方に求められておりますので、このような中でこれからの審議会の進め方も検討する必要があるのではないかなと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 先ほど第1点目の質問でも申し上げましたが、市民有志の人たちの集まりにも、審議会にもまさるとも劣らない議論を交わし提言をまとめられる人たちがいますが、そのような団体、あるいは個人に対して市としてどのようにかわり、どのように援助ができるか、お考えはございませんか。市長公室長、お尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 先ほどの提案とか何かがありましたんですが、これは今、私どもの職員でも今1,000万円以内の事業で職員からいろんな政策のアイデアを募集して調査研究させるシステムもあります。また、これと同じような考え方で市民に広げてやっているところ

が、市川市が市民支援制度というのがあります。

この制度の説明をちょっとさせていただきますと、申請した市民は市民税の納付税額の1%を福祉、環境、文化などの公益的な事業を行う団体に支援金を交付する制度を行っております。これらはみんな市民の皆さんが市民活動を育てていく、発展させる制度でございますが、先ほど言いましたように、今、地方に中央は大変大きな変化を求めています。自己責任を取り入れた制度を検討することもこれから必要じゃないかなと思っております。

今までのように単に補助金を交付するだけではなく、こんなことは市民が求めて、先ほどの提案ですか、あんなような感じで提案されたことをまた市民は選んで、このような提案は市民はやりたいとか、そういう判断もこれから求められるんじゃないかと思っております。市民が提案された内容を議会が賛同したときに初めて行政は支援し、さらに市全体を発展させるまちづくりがこれから主体になるんじゃないかなと思います。

これから大事なことは、提案型の行政をやることだと思っております。それぞれ、住民みずからが行政施策に参加しながら、権利と義務と責任の中で行政施策の形成に参加するという実感がこれからは必要になるのではないかなと考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 市長にお尋ね申し上げます。

今の市長公室長のお話の中で、職員においては1,000万円以内で施策のアイデアを募集し、それを調査研究させる予算があるということをおっしゃられました。それを返して市民の皆さんに対してもよその市町で行われつつある1%条例というものですか、住民税の自分の納めた1%をその認めた団体において費用として、経費として使っていただくことも認めるよ。その市町において若干ニュアンスは違うところがあるかと思えますけれど、そういうことを市長公室として調査・研究を進めていくこともやぶさかではないというような答弁であったかと思えます。

例えば今、各種団体、PTA、商工会、女性の会、いろんな団体に補助金、助成金等を出してみえます。しかし、こういうものも、市民から直接的にこの団体に私は援助したい、応援したいというような声が高まってくると、その団体の人たちも本当に一生懸命まちのことを考えて提言できたり、行動ができるのではないのでしょうか。そのようなことを考えつつ、市長、再度お尋ねしますが、1%条例を制定するようなお考え、あるいは調査・研究を進めるようなお考えはいかがなものでしょうか。よろしく御答弁お願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 1%条例というものについては、私は逆に若干疑問を持っております。

ただ、一般の市民の方の地域をよくするための活動というものについて積極的に支援をする

システムというものは一工夫してみる必要があるのではないかと、こんなふうに思います。問題はそれをどこでどういうふうに評価し、それを採用するかどうかということを決めるポジションをどう設定するかということによって、この制度は生きもし、死にもし、またあるいは我が田に水を引くというようなことになる危険性もありますので、そこだけはもう少し研究してみる必要があると。考え方としては私はいいと思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） ありがとうございます。そのようなふうで今後とも考えていってもらえれば、本当に市民参画型の行政、まちづくりが行われると思っておりますので、今後とも調査・研究をよろしくお願いいたします。

続きまして3点目として、今国会中、5月26日に成立した競争の導入による公共サービスの改革に関する法案、通称市場化テスト法案と言われておるものですが、これが成立したことをかんがみて、瑞穂市においてはどのような運用を考えてみえるのか、お尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬市長公室長。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、篠田議員の御質問の市場化テストについてということで、お答えさせていただきます。

国において市場化テストの導入目的、公共サービスの質の向上、経費、人員の削減等公共サービスの効率化、さらには民間へのビジネスチャンスの拡大が目的とされて、官民競争入札を、今、国では3分野8事業が予定されておるところでございます。

では、瑞穂市としてはこの法律が成立したことでどのようなことを考えるかということで、地方公共団体ということで、特定公共サービスの戸籍法が特例ができております。これは民間事業者による窓口での一部の証明書、例えば戸籍謄本、地方税の納税証明書、外国人登録証の写し、住民票の写し、印鑑登録証の請求の受け付けや証明書の引き渡しが可能になると考えております。

現在、市では昨年から一部の簡易業務として、文書管理事務、印刷製本業務などアウトソーシングを実施しているところです。今年度はこうした簡易業務の洗い出しを行って窓口業務について研究を進めているところですので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 今現在、瑞穂市における考え方、あるいは現在進んでいることはわかりました。

しかし、今、瑞穂市が行っている業務委託にかかわる部分のことはアウトソーシング、随意契約でありまして、市場化テストとして政府が考えておることは、全くの民間委託、民間競争

入札を導入して窓口業務を行ったらということではないかと思います。今、瑞穂市が行っておるみずほ公共サービス株式会社、まず現業部分から始まり、今年度においては窓口業務にも手を出すという言い方はちょっと失礼なんですけれど、窓口業務も行っていくというふうに聞いておりますが、市場化テスト法案が成立したからには、本来であればアウトソーシング随意契約を結ぶということじゃなしに、本来の競争原理を導入した市場化テスト、民間参入を考えるべきではないでしょうか。

また、この民間参入を考えて行ってみえる先進地、東京都三鷹市等につきましては、土曜、あるいは夜間業務の延長ということで住民サービスの向上を図ってみると聞いております。当瑞穂市においても、民間業者が参入してくることによって住民サービスの向上等が図れるのではないのでしょうか。

私はこのように考えたときに、今、昨年につくられたみずほ公共サービス株式会社に安易にアウトソーシング随意契約を結ぶのではなく、市場化テストを導入してきちっと民間との競争をさせる中において、官が行うのか、あるいは瑞穂市が出資しているみずほ公共サービスが行うのか、あるいは民間が行うのか、そこら辺の議論をきちっとするときに来ているのではないかなあというふうに考えますけれど、市長、いかががお考えでしょうか。よろしく御答弁お願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私はこの市場化テスト法案が通ったということは、逆に私どもが考えているアウトソーシングを非常にやりやすくしてきたなというふうに思っております。その点では、今ねらっている方向が動きやすくなったという意味で非常に歓迎するところですが、今御指摘の民間参入でフリーにもっと競争させたらどうかという問題につきましては、私は逆に公的サービスが持つておる中での重要な問題が欠落する危険性があるというふうに考えています。

まずその一つは、それは対応する方法を工夫すればいいのかもしれませんが、それで果たしてコストが安くなるのか。そのためにコストが高くなるようなことだったら何にもなりません。例えば、個人情報をごとまで管理し切れるのかというような問題。それからもう一つはサービスの継続性の問題。端的なことを申し上げまして、先般のエレベーターの事故なんかも、要するに入札、入札でエレベーターの管理会社が毎年かわっていたというような話が出てきますけれど、そういうようなことを考えていくと、やはりある程度まで公共のサービスにつきましてはこのあたりは十分に認識しながら体制、組織を考えていかなきゃならん。基本的にいいますと、市場化テストと何でも競争入札、競争入札と言われますけれども、それは競争入札をさせることが目的じゃなくて、行政コストを切り下げるのが目的なんですから、その目的のための手法としてどうかということになりますと、私はこの方法がオールマイティーであるとは考えておりません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） まさしく市長がおっしゃられたように、民間導入によりまして一番本当に問題になるのは、みなし公務員規定により守秘義務等をどのように確保するか等々、本当に大きな問題があると思います。

しかしそれにおいては、みずほ公共サービス株式会社にお任せしたときも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。また、今現在、みずほ公共サービス株式会社に一部の業務を委託しているその様子を目の当たりに見せていただくときにおいて、本当に職員の人の採用、あるいは教育、あるいは窓口対応に疑問を抱かざるを得ません。

私はみずほ公共サービス株式会社を設立するときに一番懸念していたことは、第 2 の市役所にならないかなと。あそこに採用されるがためにいろんな運動が始まらないかなあということをしごく懸念しておりました。今現在そういうことが起こっておるという話は全く聞いてはおりませんが、不安をぬぐえるわけではございません。

そうした中において、市 100%出資の会社であるからいろんな業務がアウトソーシングの名のもとに随意契約で暗たんと結ばれていく、これが本当に正しいのでしょうか。そうであるならば、官の中において、今までのように職員がお互いに痛みを分かち合う中において、市長の掲げられた30%削減に邁進するように頑張るべきではないのでしょうか。私は安易なアウトソーシングこそが瑞穂市のあしたへの道を誤らせると危惧しております。こちらについては、市長、いかがお考えでしょうか。よろしく御答弁お願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今御指摘のように、公共サービスの中にはいろんな課題がありまして、体制を整えていく中で調整しなければならない事項はあると私も認識をしております。このあたりは十分にまだ指導していかなければいけないなと思います。

そこで、一番懸念されておられます第 2 の市役所化という問題、これは私は起こり得ないという認識であります。それよりも正規の職員でやっていったらどうかということになりますと、私はその場合には職員の職種の問題が一つの課題として残ってくるだろうと。ちょっとこれは暴言的な物の発言かもしれませんが、思います。といいますのは、職員のやっています業務の中で非常に単純な繰り返し業務の問題と、まちづくり、あるいは施策に対して積極的に取り組んでいく問題と、要するに仕事の内容に非常に大きな幅があります。この幅に対しての対応を考えていく場合に、それぞれのポジションによって求められる能力というのは違うわけでございますので、そのあたりはどういうふうに整理しながら管理していくかという一つの大きな課題があります。そのあたりも考えていきますと、私は職員というのはやはりまちづくりについて専念すべきであって、日常の単純な業務というものについてはやはりそのポジションの

ベテランに任せるべきだというふうに考え方を持っておりますので、その使い方の問題だろうと思います。

ただ、完全に民間の会社にアウトソーシングをかけてしまう場合の問題点としてということで、先般のNHKの放送の中でも一言触れておりました。そうしますと、要するに新しい職員がいるんな問題を学んでいくステップとしての段階というものが失われるのではないかと。だから、職員の養成に対してどのように影響が出るのかということも民営化をしていった場合には考えておかないといけないなというような課題も言うておりますけど、私も現実にはそのとおりだと思うんですね。要するに理屈だけ先に走ってしまったら、特に我々の本当に末端自治体の作業として大きな影響を受けますので、やはり現場の実情というものを十分に認識すること、ということも非常に大事ですので、その辺の絡みもどう考えていくかというようなことも考えていきますと、そのあたりの使い分けというのは非常に難しい微妙なところがあるのかなあと、こんなふうに思います。

そういう意味で、私はそういう単純業務は公共サービス、直接支配・管理ができるところにそれをやらせながら、その間の密接な連携の中で職員の訓練をする土俵もつくっていくことができるんじゃないだろうかと、こんなことも思っておるんです。だから、全体的な考え方の中ではアウトソーシングは積極的に進めていかなければなりませんけれども、要するに職員の資質あるいは能力をどうやって育成していくかということも一つの課題であるということもあわせて考えていく必要があると、こんなふうに思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） みずほ公共サービス株式会社の内容のことについては、議会においては会社設立時に議決をもってなされれば、その後以降の一法人の運営については議会に対して行政は決算、あるいは業務内容の報告をもって行うということが自治法の中にうたわれておったかと思えます。言いかえれば、一度会社ができてしまえば、議会としてはその法人に対して物を言えないよというような解釈が成り立とうかと思えます。

しかし、私はあえてここで、株主である瑞穂市、その瑞穂市を統括する市長、あるいは直接役員である市長公室長に申し上げたい。みずほ公共サービス株式会社の採用される人員においては、例えば高齢の方の採用を推進するのか、今社会問題となっているニート、フリーター等の解消にかんがみて、若者の採用を大きく考えるのか、そのことをよくよく考えていただいて採用していただきたい。社会の一翼を担ってみえた御高齢の方がみずほ公共サービス株式会社にお入りになって、即戦力としてすぐ120%の力を発揮して業務を行ってくれるのであればありがたいことではありますが、実際はどうなのでしょう。そういうところを考えると、株主として会社に大きく意見を言ってほしいと私は願っております。これについていかがお考えで

すかと本当は答弁を求めるのが筋でしょうけれど、願って終わっておきます。

最後になりました。大月浄水公園に流れる排水についてを松尾水道部長にお尋ね申し上げます。

大月浄水公園には処理センターにて浄化された水を公園内に流してみえますが、これからの時期、子供たちが水に触れる機会があると思われませんが、安全基準値を満たしていることは当然と考えますが、本当に問題はないのでしょうか。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの大月浄水公園に流れる排水についてを答弁させていただきます。

下水処理水の再利用につきましては、昭和53年の異常湧水を契機に福岡市において昭和55年に水洗用水として下水利用の再利用が開始されて以来、水洗用水とか融雪用水、環境用水、工業、散水用の下水処理水が再利用されております。貴重な水資源確保の観点、さらにはヒートアイランド対策としての打ち水利用など、新たな利用用途も期待されるところでございます。下水処理水の再利用の重要性も今後ますます高まっていくことが予想され、処理水の適切な再利用がより一層重要なものとなります。

当市といたしまして、水と緑、やすらぎと潤いのある空間、良好な景観の形成など、住環境の整備を進める中、下水再生水の利用を考え、下水処理場アクアパークすなみと文化施設、瑞穂市複合センター周辺を市民に親しまれ利用しやすい浄化公園として整備を進めてきました。

議員御指摘の水質の安全確保につきましては、BOD、これは生物化学的酸素要求量、SS、大腸菌群、pHなど、放流水に係る公共の水域に直接排除される場合においては水質汚濁防止法、排出水の排出の規制等排出基準により水質検査及び水質保全に努めております。安全確保については、排水基準値以下の値でありますので安全であると思っております。よろしく御理解賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。

安全でなかったら問題になってしまいますので、安全であるはずでしょう。

ここに国土交通省都市・地域整備局下水道部、国土交通省国土技術政策総合研究所が平成17年4月に発行された下水処理水の再利用水質基準等マニュアルという資料がございます。これを見ていきますと、結局、再利用水においては水洗用途、散水用途、修景用途、親水用途、四つのものがあるとあらわされております。この四つのものにおいて、それぞれの基準値、あるいは目的が違っております。私は修景用途と聞いたときに、この修景というのは言葉としてわからなかったものでよくよく調べてみたときに、都市計画、道路計画などで自然の美しさを損

なわなないように風景を整備するのに使う水という定義がございました。松尾部長、ここに流してみえる水はこの四つのうちのいかに該当するものなんでしょうか。よろしく御答弁お願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの御指摘のガイドラインで、私の方、修景用水として位置づけております。この修景用水というのは、人間が触れることを前提としていない環境用水ということで、子供さんたちが直接そこへ水遊びをしないということを想定して修景用水と位置づけております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） あそこの公園の近辺には立て看板が1枚立っております。「お知らせ。せせらぎ水路の水は下水処理場できれいになった水を利用しています。水路の中に入ったり、この水を飲んだりしないでね。瑞穂市」と書かれた看板が1枚立っております。今ほど言われましたように、修景用水は人が触れないということを前提に基準が設けられ、またガイドライン指針におかれましては十分注意を申し上げるように、注意喚起等々を行い、また手洗い等の推進をするよう案内申し上げるようになっております。

実際あの場所を見たときに、これからの時期、子供たちはあの立て看板1枚で本当に触れないでしょうか。あの長い景観を見たときに、例えば駐車場に車を置いて、たあっと走っていった一番初めに触れてしまうのではないのでしょうか。どのようにお考えになられますか。よろしく御答弁をお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 議員御指摘のように、立て看板は1カ所ですので、例えば複合センターへ親さんと一緒に来たときに、ひょっとして子供さんがあそこの中へ入る可能性もあるかと思えます。ただあそこの土手とかいろんなことが、急にそこまで、子供さんの年齢層等にもよると思えますけど、高学年であれば行くのかなあということは想定はされますけど、その辺の議員御指摘の看板が1カ所ということですので、もう少し住民に対して注意喚起を促すようなPRが必要ではあるのかなあということは、個人的には思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 今、部長が個人的に思っておると言われましたが、私がまさしく言いたいのは、行政においては万難を排して、予測され得ることは起こらないように前もって先回りして安全・安心なまちづくりをすることが大事ではないのでしょうか。私個人は思っていますというような答弁は、議場内で公人が行う答弁ではないような気が私はいたします。

また、あの施設は総合提案型でつくられた施設ではなかったかと思うんですけど、その折にこのような問題をきちっと検討されてつくられたのか。今現在、あの施設の西手のところ、工事が行われております。その工事のところから湧水が、かなりの水量があるかと思えますけれど、導水管においてすごい水量の水を出してみえます。あの水にもし小学生ぐらいの子供が巻き込まれても流されてしまうんじゃないかなというぐらいの量の水がきのう現在も出ておりました。こういう問題等々をとらえ、例えば総合提案型でやられるときにおいても、いろんな諸問題をどのようにとらえて、また今後どのように考えてやっていけるかをきちっと議論した中で行政としては行ってみえるんでしょうか。松尾水道部長、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 今の処理水の再利用の段階において、提案型の中で担当者に聞きましたら、このガイドラインの関係を議論したと聞いております。ただ、これは一番ネックになりますのは、問題になってくるのは大腸菌の関係かと思えますが、ガイドラインでいいますと大腸菌は100ミリリットル当たり1,000ということになっておりますが、そのアクアパークすなみは紫外線滅菌で消毒をしておるということで、あそこの仕様につきましては大腸菌につきましの殺菌率につきましては99.9%以上、または消毒後の大腸菌が1ミリリットルあたり10個以下ということでの紫外線滅菌の仕様で設置してございますので、ガイドラインの大腸菌の基準以下よりはるかに殺菌効果があると思っております。

それから、オキシデーションディッチの増設工事からの今の工事の関係で地下水をくみ上げておって、橋の近くで放流しておるということです。水量的には非常に多くなっているかと思えますが、そこら辺についての安全性についてはまた再度、これはオキシデーションディッチの工事期間中だけでございますので、その辺の安全対策等についても検討していきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 市長にお伺い申し上げます。

今、松尾部長が言われたのは、きちっと殺菌しておるからいいよというのを今答弁されたと思います。それでも先ほどにおいては修景の用途で使っておると言われました。修景の用途においては大腸菌が、基準値の細かい数値は申し上げませんが、あってもよろしいよと。しかし、親水においては全くあったらだめだよと。ゼロ、ナッシングだよということであつたわけなんですけど、部長、今のような答弁はだめですよ。先ほどは修景のあれでやっておって、今になったら大腸菌のあれできちっとオゾン殺菌等をやっておるからいいよなんて、そういうその場逃れのような答弁ということじゃなしに、私が何が一番言いたいのかといいます

と、例えば過去においてでも、この議場の中で、例えば公園の遊具、危険性があるんならどうそれを改善しつつ子供たちに、あるいは市民に触れ合っていたか。危ないから排除せよ、危ないからなしにしてしまえ、そういう簡単な議論はだめなんです。やっぱりそこで親水公園としての機能を持ってきちっと行っていく、それが僕は大事なことじゃないかと思うんです。

それでその排水を再利用というの、先ほど部長が言われたように、有効利用ということを考えては本当にすばらしい発想ではあるかと思いますが、例えば駅西公園のせせらぎ水路、あの水はどのような水を流してみえるか。そういうことをよく発想してみないとだめなんです。市民が触れ合う可能性があるなれば、市民の安全・安心を考えてどうするか、またその施設の意義をどう理解してもらうかということもきちっと考えなければいけないと思うんです。だから、それにおいてはプロポで、例えば総合提案型で行われて、業者が提案して行ってそれを認めたから、じゃあつくってできちゃった。後の管理運用はさあどうやったんでしょと、そんなことじゃあ僕はだめだと言うんです。いろんなことにおいてきちっと行政側が最終的な責任まで持てるように、いろんなことがあったときに判断できるようにすべきではないかと私は思っております。

そんなようなことを考えて、市長、今後いろんな総合提案型が行われる、またいろんな行政事務が行われることにおける責任のあり方、あるいは考え方についてどのようにお考えか、お尋ね申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 当然、責任は発注者が負わなければいけない。どこの業者がやっているからその業者のせいだということは、それは通りません。私はそう思う。その考え方ですべてを見ていきます。

それから、今の大月のせせらぎの問題ですけれども、親水性のレベルを維持しているのかどうなのか、そしてまたしていないのであればそのレベルまで持っていくことができるのか、できないのか。できないのであれば、今度はその水路へ入らないようにするというようなことで、根本的な対策を考えておくべきだと思うんです。今の御指摘につきましては、私も不注意で十分にチェックしておりませんので、そのあたり十分に検討させます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2 番（篠田 徹君） 以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） それでは続きまして、15番 星川睦枝君の発言を許します。

星川君。

15 番（星川睦枝君） 15番 星川睦枝です。きょうの一般質問は、私、2点ほどお伺いしたいと思っておりますので、質問席で行わせていただきます。

その前に議長にお諮りしたいんですけれども、私、2点ほど質問させていただく中で、どの場所を言っているのか知っている人は知っている、知らない人は知らないという部分がありますので、図面を配付したいんですけれども、許可いただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） ちょっとこちらの方へ見せてください。

それでは、この図面につきましては許可いたします。

〔資料配付〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 1点目は、土地利用計画についてをお願いしたいと思います。

総合計画の審議会委員会の慎重なる審議の結果、3月の定例会において瑞穂市第1次総合計画の基本構想が決定されました。議会の中でも総合計画特別委員会を設置し、質疑と討論が真剣に交わされましたが、ゆっくりと目を通す時間があまりなかったことも事実です。18年度から28年度までの10ヵ年計画の構想ですが、この間で早期的なものや長期的なものがあるかと思えます。

そこで、計画の中で第3節の土地利用の基本方針に触れてみたいと思います。

瑞穂市の南西部の地域におきましては、国道21号線とJR東海道本線との間に横屋下吹があります。そこは都市計画調整区域ではありますが、総合計画の土地利用方針図の中では農地・田園維持ゾーンであります。この地域を見たときに、国道21号線、岐阜南部横断ハイウエー計画のもと、やはりここは地の利のよい魅力的な発展性の場所でもあると思います。今後、市政としてこの地域の土地利用を有効に活用されるお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 横屋下吹地区につきましては、以前の巣南町時代に横屋古橋地域等の市街化区域を含めた旧巣南町の南部まちづくり計画の中で土地区画整理事業による整備計画が諸事情により断念されました経緯があり、現状での土地利用は市街化を抑制する農地・田園ゾーンとする調整区域での位置づけとなっております。しかしながら、位置的要素から将来は何かの土地利用を考える必要がある地域ではないかと考えております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 今、部長の方からの御答弁の中にありましたが、まさにこの地域は、以前、本当に毎晩のように会合を重ねた中で区画整理の問題等々もございました。思えば、振り返ってみますと、莫大な資金を費やして、そして結果的にはできなかったと。私はやはり地域の中では建っているものをどけるという計画は思いも寄らない金額が増します。

私がこの下吹の問題を取り上げましたのは、やはりここはまだ本当に平地でよい場所であるという思いの中で、これからの計画の中で市がどう対応していかれるかということになるわけ

ですけれども、今までの経験の中で、やはり土地は地権者のものでございます。今まさに農地を次の世代にということがなかなか難しい家庭が多くなってきております。後々の土地をどうしたらいいかという地域の声も大いに聞かれます。その中で、市長さんがいつもおっしゃるのは、地域で合意ができれば進めたいというお考え等々もあるかと思うんですが、これからの地権者の考え方としては、どうしてもいい地域に協力しながらも、息子さんたちとの会話の中でこれからどうしていったらいいだろうかという問題の中で、ひとつ何とかいい案がないだろうかという声も聞かれるわけでございます。どうか今後のこの地域を実のある形にしていきたいなと思っておりますけれども、私、これは市の考え方もあるかと思うんですけど、先ほどから言っていますように、地権者からどうもそういう声も大きく出ておりますので、あまり私も地権者の問題等に議員がかかわるのもいかなんかと思う中で、市のお考え等をお聞きしたいという思いで取り上げさせていただいたわけですが、私も今後の考え方は市長さんの御答弁をいただいた中で、またそれなりの御質問をさせていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 下吹の土地を生かしていくということについてどう考えるかというお話ですが、あそこは国道21号線も通っておりますし、非常に便利ないい場所だと思うんですね。だから、市としても大いに生かしていかなければならない土地でありますけれども、やはりその土地をどう生かすかということは地権者の皆さんのお考えが基本ですので、私としては、地権者の方がみんなである程度まで何とかしようじゃないかというお話が、具体的なことはなくても、こんなことも考えられます、こんなことも考えられますということであるような考え方について御提示を申し上げて、その中から選択していただくという形が一番いいんじゃないだろうかと、こんなふうに思います。こちらから、こういうふうでいきたいから協力してくれれば非常に難しいだろうと、こんなふうに思います。

それとあそこの開発の場合に、これからの流れの中で大きく見直していかなければならないことは、巢南町の当時のあそこの開発計画としてはJRの駅を一つの核にしようというお考えがございましたけれど、現在のJRの物の考え方としては駅をつくるということは非常に難しいという現況にありますので、それを核での計画というのは非常に難しいということも言えるんじゃないかと、これもちょっと参考ですけど、答弁をさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

大きな問題等はなかなか大変なことだろうと思っておりますので、先ほどから言っておりますように、何らかの形で地権者が動き始め、そしてそれなりの地域からの請願なり、いろんな問題等がこれから出てこようと想定されますので、そのときにはまたよろしくお願い申し上げまして、

この問題については終わらせていただきたいと思います。

2点目ですけれども、下犀川橋かけかえ事業の状況についてお伺いしたいと思います。

下犀川橋かけかえ事業が始まってから何年かの月日がたつ中で、牛牧、横屋側の地元地権者の皆様方におかれましては、多大なる御理解と御協力をいただきながら着々と進められていることだと思います。しかし、何事も最後まで、完成するまではなかなか油断はできない状況ではないでしょうか。私も近いところでありますので、いろいろ問題点も聞こえる中で心配もあります。今後の事業進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 下犀川橋かけかえ事業の進捗状況について、御説明申し上げます。

下犀川橋かけかえ事業は一級河川犀川の公共広域基幹河川改修事業に伴う関連事業として、岐阜県岐阜土木事務所において平成15年度から実施されている事業でございます。平成17年度までに、地権者及び関係者の方々の御理解を得ながら必要な用地の買収を鋭意進めてきましたが、平成18年度、本年度より牛牧側におきましてほぼ用地買収及び支障物件の移転が完了したため、ことし5月より一部取りつけ工事を実施することになり、5月21日に地元説明を実施したところでございます。

今後の事業の進め方としましては、本年度、牛牧側取りつけ道路工事の着工、それから横屋側用地買収の実施、平成19年度、牛牧側取りつけ道路工事を引き続いて実施します。横屋側の用地買収も引き続き実施していきたいということでございます。それから、下犀川橋新橋梁の下部工にかかりたいということでございます。平成20年、21年、22年と橋梁の工事を本格的に実施しまして、現在の予定では平成22年度、当事業を完成させていきたいということで県の方から聞いております。

市としては、事業の早期完成に向け、また事業の円滑な進みができますよう地元の方の説明を適切に行い、引き続き県と協力して事業の推進に努力していきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） これからまだまだ、この22年完成に向けての事業でございます。

実は、この横屋地域の方では、牛牧もそうですけれども、建てかえられて立ち退きの方が新しく移転されている方も多々ございますね。まだこれからお話をして立ち退きをお願いすると。ただ普通からいきますと、立ち退きされるところが10軒あれば10軒の立ち退く方に同時に説明をしていって了解を得ていくという形をされる。方法は幾つかあると思うんですけれども、移転された方、まだちょっとお話がない方というバランスのとれない感じがあるような気がするんですね。要らぬうわさが飛んだり、どうのというようなことになると、やはり事業も前に進

むことが困難になってくると思いますし、まだまだこの立ち退きに対して、鳥居を壊したりというような問題もまだこの横屋地区ではあるわけですし、何か話を聞いていますと、お地藏さんの立ち退きが何か県の方としてはさわられないとか、いろんな地元で話が出回っておる部分もあります。やはり地域でうわさが出ない前に、行政側はきちとした説明を持っていった方がいいのではないかなという思いをするわけですが、立ち退きとなってお金が絡んでくる。このお金の問題も当然一律的な坪数、いろんな建物の判断によって変わってくると思うんですけれども、そのときそのときの時代の値段のということはありませんかと思うんですが、その辺はどういうふうな感じなんですか。ちょっと補償問題の金額的なものは、土地価格と建物というのといろいろあるんですが、どういう方法の立ち退きの金額をされているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（藤橋礼治君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今議員が申されたように、下犀川橋の事業につきましては、年度が非常に長くなっているということ。それも多分に財政状況が厳しくなっており、予算のつけ方という問題もございますけど、そういう状況の中で地元への説明の仕方が少し不足しているということも実感しております。これについては、今後そういうことのないように早急に県と詰めまして、地元の対応に当たりたいと思っております。

また今の用地の取得、買収、あるいは補償につきましては、予算の関係もございまして、説明がこれも不足していると思いますけれど、どのように進めるかということは説明ができると思いますので、その算定の方法につきましてもその年度年度に見直しをしますもので、その年度に応じた補償額、あるいは買収額でもって対応していきたいということで方針は決められております。それに基づいて地元へも事前に説明していきたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 一日も早く事業が完成できるよう、スムーズにできるように、やっぱりその住民にしこりの残らないように、そして後々その住民同士のトラブルというんですか、あんなのところはどうでうちのところはこうだったとかいう、いろんなしこりが残らないような形の中で配慮していただきたいなと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

午後1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時28分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 堀孝正君の発言を許します。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番 堀でございます。所属会派は改革でございます。

国政、県政の党派、枠を超えまして、市民による、市民にわかりやすい、市民のための行政が推進されるよう、小会派ではありますが研さん・努力をしまして、二元代表制でありますその使命をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今回の一般質問は、瑞穂市の18年度予算におけます大きなウエイトを占めております、また大事業でございます別府保育所の建設の関係、さらには給食センターの関係、こういうことにつきまして質問をさせていただきます。

それでは、自席に戻りまして順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず第1点目でございます。幼保の統合、一元化についてということで、その一つといたしまして、幼稚園と保育園の統合、一元化につきましては、市として検討中との説明でございました。その後どのようにそのことが進展しておるかということをも質問したいと思います。議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 幼保一元化につきましては、この3月議会におきまして、市長が篠田議員に申されたとおりでございますけれども、現在のところ、国の方針が少し見えてきたところでございます。

国が示す幼保一元化によります総合施設の要旨としまして、就学前の子供で保育に欠ける子、欠けない子を受け入れて教育・保育を行う。それから、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供する機能を整備する。それから、これらの整備した施設を県が認定するという趣旨が示されまして、その趣旨といたしますか要旨を酌んだ国が示す総合的施設モデルとしまして、1番に幼稚園と保育園が連携した形、二つ目として幼稚園機能を充実した形、三つ目に保育所機能を充実した形、四つ目として幼稚園、保育所、いずれにも認可しない形の四つを考えられてきたわけでございます。この国の要旨を踏まえまして、現在建設中の別府保育所に子育て機能を取り込んだ施設を設計の中で取り組んでいる状況でございます。

これからも国の動向を注視しながら幼保一元化についてさらに検討をしてまいりたいと、かように考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） この幼保一元化につきましては、実は私も巢南町時代に、幼保一元化はなかなか難しい問題でございました。文科省と厚生省という関係の縦割り行政も、当時は特にきつかったわけございまして、そういう中におきまして、やはり私ども、そのときの議会、

このことについては前向きでございまして、しっかり腹を据えてこの問題に取り組みまして幼保一元化をした経緯があるわけでございます。そのときに一番条件としましたのは、やはり一元化しても5歳児におきましては就学前の歳ということで、これまでの幼稚園の機能といたしますか、幼稚園で指導しておりましたレベルを落とさないということを条件としまして、保育教育センターというふうで統合してきたわけでございます。

そんな中で、今いろいろ検討中ということでありまして。これらのものは、やる気があるかないかで幾らでもできるわけでございますが、なぜ私、こういう質問をしておるかといいますと、現在、別府の保育園を建設の計画中で、このことにつきましてはもうプロポーザルである程度の姿が見えてまいりました。そんな中で、本来でしたら本当はこの幼保の一元化をしっかりさせて、そうしてからやはりそれに取り組む、なぜかといいますと、この別府保育園のすぐ西には、近いところに幼稚園がございます。これは統合とかそういうことになると、将来にわたって大きくいろいろ影響してくるわけですね。これも4月でございましたか、厚生委員会におきまして、この保育園の関係をするときプロポーザルで設計の業者が決まったと、こんなふうだというときに、当初言っておられた、この国道といたしますか、北方・多度線、国道157号ですね、これを挟んで西と東にということで、東に園庭、運動場をとる。ところが、そのときに示された図面は、園庭もとっていない、ただ駐車場だけで、これじゃあ本来の保育園を建てる方の園庭は、箱庭のような、子供が伸び伸びと遊べるような状況では到底ありません。ですからそのことについて、これは東京23区ならともかく、こんな土地が幾らでもある瑞穂市で、この園庭とかそういう運動場はどうなっておるかという質問に対して、市長は、すぐ向こうへ行ったあそこの幼稚園の運動場を運動会ときには使う、そういうことも考えられると、ということで、言っておられるいろんなことについて一貫性がないものですから、ですから私、この幼保の問題、どうなっておるんだと。早くそれを決めてやれば、本当の話が、いろんな意味でいろんなことが大きく変わっていくんじゃないか。だから、この問題について私は質問しておるところでございます。

そんな中におきまして、もう一度、市長としては、御案内のように、本巢市におきましては旧糸貫町は保育園方式でなしに幼稚園方式で統合された、こういう経緯もございまして。ですから、ここの場合はいろんな選択肢があってもいいと思いますが、一応この統合問題、話し合っておるといふなら、やはり早くその結論を出して、この保育園の建設に絡ませるべきではないか、そういう意味から質問をさせていただいておるところでございます。そのことについて市長の御所見を伺いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 幼保統一の問題につきましては非常に難しい問題だと思います。といたしますのは、保育所の持っているねらいと、幼稚園の持っているねらいというのは大分違いがあ

るわけでございまして、どちらにウエイトを置くか、また保護者の方々がどちらを結局選んでいられるかという問題があるわけでございます。それだけに、早く結論を出してやれとおっしゃるのもわかりますけれども、一たん方向を決めて動きにかかりますと、その段階からはもうその方向で行かざるを得ないという状況が出てまいりますので、そのあたりの選択というのにはやはり十分な状況の把握というものが必要だと考えております。

それからもう一つは、これを一つの方向で持っていきました場合に、現在ある施設をどういうふうに切りかえつつやっていくかという問題も非常に難しい課題であります。そのあたりを十分に考えながら検討していくわけでありますが、私は今、考えていますことは、幼保を必ずしも、現在瑞穂市内にある保育所・幼稚園、全部入れますと10園あるわけでございますが、すべての保育園・幼稚園を全く同じスタイルで動かす必要があるのだろうかということを、逆にちょっと今悩んでいるというか、考えています。むしろ、それぞれが特色のある運営を考えながら、その中で保護者の選択を待つというのも一つの方法ではないだろうかというようなことも考えておるわけでございますけれども、どの方法がいいかということにつきましては、現段階においてはまだ結論をよう出し切っておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 旧巢南町におきます、先ほども申し上げましたように、保育教育センター、幼稚園のレベルを、もちろん幼稚園は5歳児だけでございましたので、その5歳児には、保育教育センターにしてもそのレベルを落とさないということでしてまいりました。そんな中で、今その状況で進められておりますが、今、保育園と幼稚園とやるのが全く違うというようなお話も市長はされたわけでございますが、私ども、この統合をするときに、そんなに大きく指導要領の内容が大きくはそんなに変わらないというところで統合した経緯がございます。ですから、やみくもにいつまでもではなく、本当はそういった選択肢がどうこうというふうならそういうことで、早くそれなりの関係する人の意見等々も聞きながら、早くそういった御決定をいただきたい、そんなふう思うところでございます。

そんなところから、保育教育センター、この旧巢南の方のことにつきまして、現在そういったレベルを落とさないということで進められておるところでございますが、聞くところによりますと、このごろちょっとそのレベルが低下しておるんじゃないかと保護者からも聞くところがあるわけでございますが、そのことについてどのようなふうな事務方はとっておるか、そこら辺のところを、実際現場を見ておると思いますが、低下しておることがないかどうか、そこら辺のことを担当部長からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 青木市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 御指摘の保育のレベル低下につきまして、いわゆる保育所におきま

しては、保育指針に基づき保育をいたしております。幼稚園につきましては、幼稚園教育要領に基づき教育をしているところでございます。両方とも指導内容はほぼ同じでございます。本市としまして、保育士により多くの研修の場を与えまして、園児の保育・教育に努めているところでございます。現在の幼稚園・保育園の職員は、保育士、それから幼稚園教諭の両方の資格を有しております、通常保育の中にその両方の技術といいますが、資格を發揮しておってくれると思います。また、保育所・幼稚園職員の人事交流をいたしまして、一層の保育技術の向上に努めているところでございます。

保育教育センターの設立当時は、幼児教育の指導を受けながら保育をしていたということでございますが、今は外国人講師を含めまして、保育士一人ひとりが責任を持ちまして、レベルの低下につながらぬよう保育、子育て支援の充実、及び延長保育、障害保育、一時保育の充実に努めまして、なお一層の期待される保育になるよう努めているところでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、青木部長から御答弁いただきました。どうかそういった当初の目的、やはりこういうふうに統合したその時点に基づいて、レベルが低下しないようにしっかり、ひとつつよしくお願いを申し上げたいと思うところでございます。

そこで、何といたしてもまちづくりは人づくりでございます。幼児のこういった保育・教育も、本当に一番基本的なことで、いわゆる人間は5歳までにその人生で学び終えるすべてを学ぶというお話がございます。これはドイツの教育学者でございますフレーベルが言っておるところでございます。大事なときでございますが、どうかひとつしっかりと取り組みをいただきたいと思うところでございます。

そこで教育長、もし今、今井教育長は本当に、教師力をつけよとか、しっかりと頑張っていておいて、私は本当にありがたいなと思っておるところでございます。きょうの新聞かきのうの新聞でございましたが、老人の、また学校でやるあれも新聞に載っておりました。そんな中で、教育長としまして、やはり文部科学省だけの、私は教育長だからということで、小学校以上だけでなく、小学校へ上がる前の基本的な基礎的な5歳児あたりの教育も、やはり最低こんなことをというようなことをいろいろ御研究いただいて、そういったのは管轄外と言ってしまえばあれですが、何といたしても瑞穂市の教育長でございます。やはり今申し上げましたように、5歳児なんかは就学前の大事な時期でございます。基本的なそういうことを、少なくともこういうことだけは保育教育センターにおいても、幼稚園にしても、保育園にしても、こういうことだけはというようなことで御指導がいただくとありがたいと思うわけであり、そのことにつきまして、教育長の御所見を承りたいと。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 保育教育センターのことにかかわりましては、私は今はやはり立場上、関与しておるといっわけではございません。教育委員会が管轄しますのは、御承知のように幼稚園でございます。本市における幼稚園、5歳児という形の幼稚園でございますので、これについての課題を今持っております。これはもう御承知のように3歳児からの3年保育ですね。これをどういうふうこれから考えていくかという課題を持っておりますので、幼稚園のあり方について、今内部でも検討を既に始めておるところでございます。当然これで、教育委員会サイドとしての案が出てくる段階になれば当然、今度は保育所関係とか、保育教育センター関係との絡みが出てまいります。そういったところでは今度は市民の方ともきちっとすり合わせが必要になってこようかと思っております。

いずれにしても、議員御指摘のように、教育そのものは、まさにゼロ歳児、今は妊娠時からというようなことも言われる時代でございます。そういった点での重要性というものを考えながら、一応今の立場から言えば、幼稚園教育という立場からのアプローチで私たちは考えていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） ひとつしっかり、そういうことで、管轄外ということではなく、まさに小学校へ上がってくる前の大事な5歳児あたりのことにつきましては、こういうことだけはというような基本的なことを身につけるような、そういうことの御助言等々をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは今回は、私は簡単に一般質問をさせていただいておりますけれども、第2点目でございますが、給食センターの建設につきまして、関連したことで質問させていただきます。

まず第1点は、プロポーザル方式による厨房設備機器の業者の選定が決定されました。この選定審査委員の見識といたしますが、予備知識を高めるために、決定したわけでありまして、どのような調査・研究をされたか、そのことについてまず伺ってまいりたいと思います。教育次長ですか、お答えいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 堀議員さんの、プロポーザルの審査委員会についての御質問にお答えします。

プロポーザルの審査委員会の委員につきましては、瑞穂市のプロポーザル方式事務手続要領の第9条の規定に基づいて、担当部長が委員長をやることになっておりますし、その委員長が指名をして、建設工事等請負業者選考委員会の承認を得て委員としてなってくるわけでございます。

この委員の指名につきましては、今回のプロポーザルは特に、給食センターを、7,000食分を20カ所に規定の時間につくっていくという基本条件で提案を受けているわけですが、その中で特に調理員の作業動線にむだとか無理がないか、あるいは衛生区分が確実に区分されているか、そういう計画であるかということが審査の中心、着眼点となりますことから、給食センターの現場作業に精通している栄養士3名、それとセンターの所長2名、その他給食を利用する側としての学校の教頭、市民部の児童高齢福祉課、市民部というのは保育所の関係でございますが、そちらの代表1名、そのほかの部からプロポーザルに精通している方を指名いたして、計11名の方に審査をお願いしました。

研修をしたかどうかということでございますが、第1回目の審査委員会の折に、審査に当たっての着眼点、それから、どんな視点で審査をしていくんだということを研究・研修いたしました。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は、今申し上げたように、このプロポーザルの選定の審査委員ですね、ここに名簿がございますが、こういう人たちが着眼点とかいろいろ含めてということでありませぬけれども、百聞は一見にしかずと、こういう言葉がございます。やはり7,000食をつくる規模のところを実際何カ所か見て、そしてその実際の短所、長所、いいところ悪いところをどのぐらい勉強されたか。ただその着眼点をどこにということではなく、やはり本当の話が、委員としての見識を高めようとしたら、実際にやっておられるところを、少なくとも二、三カ所ぐらいいはこの委員の皆さんと一緒に行って、そしてそこで見て、利点、欠点、こういったことをどのぐらいその見識を高めるためにしたかと、そういったことを伺っておるところであります。どのぐらいされたか、ちょっとお答えいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 堀議員さんがおっしゃっていますような、視察をして知識、見識を深めることも一つの方法であると思います。

今回、審査委員の中、11名のうち、給食センターの内部に精通しているもの、この6名でございますが、彼らは栄養士や所長でございますが、既に数カ所といいますか、例えば栄養士ですと20年間もうやっているものですので、たくさんの施設も見ております。うちの所長2名にしましてもそれぞれ数カ所は見ておると思います。そういう意味で、見ていない者もおりましたが、特に栄養士は他の給食センターへの問い合わせ、審査に当たっているんな機器の問い合わせ、この効果はどんなもんだとか、使い勝手はどんなもんだということも随分問い合わせをしておりましたし、そういう専門的な知識の視点からの審査をしております。その他のもの、他部からの参加をしていただいた人は、それぞれの立場でプロポーザル全体を眺めてどうだとい

う、自分で知り得た知識を生かして審査をしていただいたということでございます。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 栄養職員とか、何したとか、あれは何ヵ所か行ったということ、同じような規模のどこへ行ったか、そこら辺のところを聞かせてもらいたかったわけでございますけれども、行ったというだけのことでございまして、どこへ行ったかもわからん。そこで、私は今回、これははっきり申し上げまして、もう議会にも諮り、決定をされております。ですから、もうこのラインのあれも、平面のあれもできてまいりました。今のプロポーザルによって厨房施設の機器は決定されました。そこで今度は上物、建物を、この設計は何やらよからぬうわさが飛んで、もう決定したようなことも聞いておりますけれども、私はそんなことはないと思うんですが、設計の業者が決定したのか、したのならどのような方法で決定したのか、決定していないのならどのような方式で設計業者の選定をするか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問につきましては、契約担当の総務部の方から、私の方からお答えをさせていただきます。

御質問のまず 1 点目でございますけれども、建物の設計業者につきましては、まだ決定はいたしておりません。そして、決定していないならどのような方法で選考するのかという御質問でございますけれども、これは指名競争入札で選考を行ってまいります。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 指名競争入札でやるということでございます。今回のこの上物の設計については、もう既に、今も申し上げたように、中の厨房設備機器は、もう平面のあれもできてまして、ラインもできております。ですから、その上に箱物を乗せるだけでありますね、はっきり申し上げて。だから、この設計は、県内の業者でしたら、設計業者でしたらどこでも私はできると思うわけですね、はっきり申し上げて。もう本当に中の厨房のあれはこの専門のあれで決まりました。だから、上の建物の決定するのに指名競争入札ということではありますが、一番いいのは、ここの敷地の面積とか形状がわかっております。ですから、やはり指名業者に絵をかかせて、鳥瞰図ですね、パースをかかせて、この配置から、そして私は今までにいろんな場で、やはり公共施設をつくるには、周りを緑のあるその中につくるようにと、何回も何回も今までに質問をしてまいりました。ですから、そういった環境のいい、全体を見てどういう配置か、そこら辺のあれも、やはりパース、鳥瞰図をかかせる。そしてその鳥瞰図を、一番いいのは、ここに執行部がお見えになります。議会に 20 人おります。これを 5 社、10 社なり、コンペ

で鳥瞰図をかかせて、そして日にちを決めておいて、そして名前を伏せて、これはもう鳥瞰図ですから配置がわかります。建物の格好もわかります。もちろん建物には一番大事なことは免震、耐震構造でなくてはならない。こんなことは当然だと思いますが、そうやって図面、パースをかかせて、ハリヨの公園もございませう。全体のレイアウトもしながら、絵を見ればどこのあれがいい、もう今は中が決まっちゃっておるから、だれでも設計は、はっきり言うてできるといってもいいです。ですから、見た目、周りとのつり合い、そして外へ出ます道路、そういった鳥瞰図をかかせて、そしてコンペで、ここにでも張って投票制でやったら、一番公明正大で、市民の皆さんにもこの決定はこうやってやりましたよと。もっとも、業者がどこか決まったとか何とか言うようなうわさも聞いておりますけれども、私はそんなことは絶対ないと思っているけど、一番公平・公正なそういう形で、もう鳥瞰図、中身が決まっておるから外の格好、建物の格好、そして、今の緑がどういうふうになって、中の配置がどういうふうで全体を、もう鳥瞰図でも簡単に今できるわけであります。ですから、それをして並べて、そして投票制で、だれが見ても、絵を見たらこれがいいなと。隣に企業もございませう。企業の中に給食センターがあるということは、私は決して混在するようなことはあまりいいと思いませんけれども、そういう中でも、やはり緑が入って隣とうまく遮断できながら、緑の中にハリヨ公園もあって、そこに給食センター、子供たちの健康のための、体づくりのための給食をそこで作るんだというあれが、はっきり言うて、そうしたコンペ方式でやったら一番あれ。

だから私、今回のこの質問は、そのことを提案したくて、そうすると議会も、はっきり言うてプロポーザルで、本来でありましたら二代表の議会議員の中からも入って、そして先進地も見て、そうしてから決めておればいいんですけれども、議会は全くそっちのけ、はっきり言うて。やはり議会は市民の意思決定機関でありますし、議決機関なんですね。だからそちらからも入って、本当に調査・研究して、そして決定。その選定委員にも入ってやっておればいいんですけれども、そうではありません。だから今回のあれは、もう中の設備のあれは、もうラインが決まっております。ですから外は、もう簡単に鳥瞰図はできます、そして配置図も。そしてそれがもう、絵で一発で見えます。だれが見ても、ああ、これがあそこにあつたらいいねということがわかるわけです。そういう方針でやれば、公正な、公平なやり方でやっておるなということになろうと思うわけであります。私はそのことについて、今指名競争入札と総務部長が言いましたが、このことについて市長はどのようにお考えになっておるか。私は、こういったものの公正、公平な、だれが見てもということで、一番私はいいいんじゃないかと思っておりますが、市長はどのようにお考えになっておられますか、このことについてお答えいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の堀議員のお考えも一つの考え方かと思っておりますけれども、私は給食セ

ンターは、端的なことを申し上げまして一つの工場だと思っております。要するに 7,000食を限られた時間の中できちっとつくるといふことの方が最も重要なことで、その機能を十分に持ち得るかどうかがというのがポイントだと思っております。ですから、私は指名委員会にはタッチすることではございませんのであれですけども、私の個人的なというか、私の一つの思いということを上げれば、そういう意味で給食センターの機能を十分に果たし得るのかどうかと。そしてそれだけの機能を持った工場というか、この給食センターの施設をつくる能力のある設計事務所であるかどうかということで設計事務所を選んでいただいて、その中で最もお値打ちにやっていただけたところが決まればいいと、このように思っています。

給食センターのことで申し上げれば、私は特に、皆さんも既に御存じのように、排水の問題が非常に大きな一つの、要するに公害、環境の問題で一つの大きなウエイト、それに対しての十分な知識があるかどうか。それからもう1点は、やはり食でございますので衛生面、これは今のハセップ（HACCP）なんていうのは、非常に厳しい給食センターについては基準がございます。それに対して十分に理解しておる設計事務所であるかどうかというようなことも重要な要素ではないだろうか、こんなことも思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、給食センターは食をつくる工場だと。なるほどそういうことも言えるわけでございます。一番大事なことは、機能で十分果たすかどうか、また衛生面。機能を十分に果たすためのプロポーザルで厨房設備機器を選んだはずで、はっきり申し上げて。最も機能を果たすためのいいあれでということで、プロポーザルがこれが一番いいということで選定したわけでありまして。今この設計の上物に機能を十分とか、そんなことは問題ではありません。もう既に機能が十分ということで決定したわけでありまして。そこへ持って行って衛生面。衛生面は、その厨房施設をつくれれば、もう衛生面みたいなのは一番大事なことで、それもきちっと、この配置には当然、その水回り、ドライ方式のあれで、これはもう当然のことです。ですから私は、もう建物をかぶせるだけ、それに耐震、金額の問題。私は、今コンペをやるについても、この設計でやりますと、うちのあれはこういうふうですと、出させればいいわけでありまして。もう絵も見てわかる、金額もわかる、その中ですればいい。名前を伏せてここで開封してやったら、一番公正、公平なことで、これこそ市民がだれが聞いても一番いい。

本当の話が、私、機能がと今おっしゃるから、機能は最もいいあれでプロポーザルが選んだんですよ。今機能の問題みたいなのは言うことじゃないですよ。衛生面もそれで選んだんですから。もうこの箱物は、上物をかぶせて、さっきも言いました免震・耐震構造のそういう建物であって、やはりその周りの環境に映る格好の建物、そしてからやはりその敷地に合ったレイアウト、こういったあれが、絵で見りゃわかるわけでありまして。そして道は北へ出るんだと思

いますが、やはりその周辺のあれもそれでわかるわけであります。そういう方法でやったら一番いいのではないか、そういうことで申し上げておるわけで、このことについて市長の考えがそういうふうでありますけれども、ぜひともお考えを直して、公正、公平で、いろんうわさが飛び交うようなことでなく、やはり議会もかかわって、本当に公正、公平な形で決めましたよと言えるような方法で業者選定がされますように、私は二元代表であります議会、こういったものもかかわって、本当の話が、住民の意思決定機関でございます。ですからそういう形で物事が公平に決まったと言われるような、そういうふうで推進をしていただくことを重ねて念じまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、11番 小寺徹君の発言を許します。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。一般質問をさせていただきます。

第1問は、新設される給食センターの運営について質問をいたします。

給食センターの建設については、さきの臨時議会で厨房設備の機器の選定、さらに、契約は完了し、今後、建物をつくる設計、建設ということで、来年の9月から稼働に向けて今準備が進められているところでございます。そういう中で、給食センターの運営についてどうしていくかということが今後大きな課題になっております。その問題について一般質問をさせていただきます。質問は自席でさせていただきます。

学校給食の目的、さらに目標については、学校給食法の第1条で目的、第2条では目標を明記しております。そこにどう明記しておるかお尋ねしたいです。また、その中の1条、2条の中から、教育長は学校給食に対してどのように位置づけられておるかお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） どう明記してあるかというお尋ねでございました。そうしますと、法規を読み上げてよろしいでしょうか。

それじゃあ、読み上げさせていただきます。

第1条、この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関して必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実を図ることを目的とする。これが第1条でございます。

第2条、学校給食の目標。学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1．日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を養うこと。2．学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うこと。3．食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。4．食料の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

これが明記してあることでございます。これにかかわる私の見解ということのお尋ねかというふうに思うわけでございますが、まさに第1条、第2条で、その目的、目標は言い切っているというふうに思っております。ただ、私流の言葉で言いかえさせていただければ、学校給食の起源は、物資の乏しい時代の栄養確保でしたが、現在においては、食を通じての望ましい食習慣の形成、これを中心に、健康な生活への態度づくり、食料にかかわる理解、よき人間関係づくり、こういったものがまさに給食における教育的な意味だというふうに理解をいたしております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この法律が提案されるとき、時の文部大臣が、提案趣旨の中で、学校給食は、食という体験を通じて子供に生きる力の原点を学ばせる教育の一環であるということと述べておられるわけですね。そういう点で、先ほど私流にということと解説された中身は、この給食を教育の一環ということととらえてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） あえて私、3項目で言わせていただきましたが、一番基本になることは食を通じての食習慣ということを中心として、その後に3項目で言わせていただきました。健康な生活への態度づくり、それから食料にかかわる理解、そしてよき人間関係づくり、こういった三つの視点で語らせていただきました。まさにこれは、今議員さんがお使いになりました、生きる力の育成そのものであると。ですから、学校給食の場においても、やはり我が瑞穂市でも願っております生きる力を育成する、そういった一つの場であるというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 給食は学校教育の重要な一環であるということで市長も認識されておるということを確認していきたいと思っております。

それで2点目に入りますが、学校給食に対して国は補助をするということを定めております。その補助の中で具体的に調理員の人件費を補助するということで、基準児童規模数 720人に対して調理員は4人という定員を定め、その調理員1人当たり523万2,000円は、地方交付税の教育費の算定基礎に入れているということをお聞きしたんですが、そういう点で、まずこれは、こういうことで算定されておるかどうか、間違いはないかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 通告書の中には、学校給食法第7条で国の補助という文言があるわけ

でございます。これは、第7条に国の補助という項目がございます。今、人件費のことにかかわってお尋ねでございますが、この第7条の中には、人件費のことは補助の中身として記載されておりません。補助する中身としては2点書いてございます。1点は、施設設備にかかわって補助ということと、要保護の子供に対する教育扶助という立場からの補助ということが書いてございます。ですから、人件費のことについては補助という中に入っておるわけではございません。今、議員さんがおっしゃいましたように、交付税の算定基礎の中には、おっしゃるようにはそれは入っております。ですから、交付税を算定する上での計算基礎としてはあるということでございます。ですから、実際にこの給食関係に係る人件費としての国補助という形で市へ入ってきておるわけではございません。交付税算入でございますので、すべての一般財源といたしますか、そういった中身のものであるということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 地方交付税の算定基礎に入っておるんですから、要するに一つは国が調理員の人件費は必要であることを認めるということをして国は認識しておるということですね。地方交付税ですから、さらにそれに使うということで強制されておるわけじゃなくて、各自治体ごとにそれは自由に使えるという、財政的な仕組みはそうなっておるんですけれども、国はそういうことで、調理員はそういう基準で認めて算定基礎に入っておることは事実であるということは、先ほどの答弁の中で確認できると思います。そういう点で、17年度の予算の中で、調理員の人件費として、算定基礎としてどれだけ見込んで、地方交付税を請求するときに請求したのかどうか、それは出るでしょうか。総務部長の方で答弁を。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） これは交付税の算定基礎ということであって、今度はその交付税の算定基礎のまま各市町村へそれが来るということでもないというふうに私は理解しております。ですから、うちの場合に一体どのぐらいの金額になるかということをお自身は把握はできません。算定基礎があるだけで、そこから先のことはお自身では理解ができないわけですが、多分、これを計算せよということになると、とてつもない難しい計算の仕方になるだろうと思いますし、多分それはできないだろうというのが私の解釈でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 交付税の算定を計算して請求される総務部の方ではわかりますか。どうですか。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけども、学校給食の関係につきまし

ては、計算の算定の中の単位費用として、小学校の児童の経費として1人当たり幾らだとか、中学校の生徒数に対して1人幾らだということで、学校給食に対しての額が来るのであって、御指摘の調理員の人件費として算定されるお金はゼロでございます。おわかりいただけましたでしょうか。調理員の人件費として算定される額はございません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうすると、先ほど教育長の答弁の中では、交付税算定基礎の中に基準を設けて調理員の人件費として算定されるということはあるということではあると聞いてみえたんですが、多分食い違うんですが、どうなんですか。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 私もこのあたりは強いところではございませんのであれですが、議員さんが500何万という数字を上げてみえますが、それは確かにある表の中に、あれは中学校です、小学校はもうちょっと金額、少ない数字になっておるはずでございますが、そういったことで記載されていることは事実でございます。ただ、それが実際に今度は市へ来るのにどうという手順でそれが来るのか、いわゆる交付税そのものが、で、またあの金額そのもので計算されて来るものなのかどうかということとはわかりません。多分、私の想像するに、そういった細かい項目で人件費分というような、そんな算定の仕方ではなしに、もっと大きく、多分学校給食にかかわる関係のものといったようなことであろうと想像しております。ですから、人件費のみにかかわって、それじゃあ幾らという算定をするかということについては、多分難しいことだろうと先ほど答弁したわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育長は、算定基礎をする資料の中にそういう基準の表があると言ってみえるわけですね。総務部の方は、そういうふうで交付税を算定するときにはそのこととは全然、そういう資料は見ておらんし、わからんし、そのことも計算しておらんということなんですか、どうですか。お尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） いえ、そういうことではございません。算定基準はきちっと児童数1人当たり幾らということで、学校給食の全体ですね。個々の人件費ということではなしに、施設全体を運営するための費用の算定基準というのが、生徒数1人当たり幾らという算定根拠があります。調理員一人ひとりの費用にそれを割り当てるとか、そのための数字というのはありません。施設全体を運用するための単位費用を積算するときの費用は、児童1人当たり幾らというような算定基準があります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ちょっとようわかりません。まあ、これはいいです。次へ行きます。

17年度の予算の中で、調理員の人件費として執行した額は幾らか、わかりますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 最終決算前でございますので確定の数字ではございませんが、人件費にかかわるものは、おおよそ6,940万というふうに見込んでおります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 調理員の皆さんが、どうも今は正職員から臨時パートにずうっと数が多くなっていておるということをお聞きするわけですが、そういう点でちょっと年代別でどういう変化しておるかということをお聞きしたいと思います。調理員の人数、それから正職員、非正職員ということで、穂積町と巢南町の二つの調理場が現在ありますが、その調理場の調理員の数を、平成9年度、合併時、それから平成18年度現在の年代別の数字をちょっと教えてほしいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 通告書でいただいておりますので、9年の方から横へまいります。穂積、調理員数18、正規16、それから非正規と書いてあるのは日々雇用ですが2。それから巢南、調理員数8、職員数8、日々雇用はゼロ。続きまして合併時、穂積16、内訳が正規10、日々雇用6、巢南、調理員数10、正規4、日々雇用等6。平成18年、穂積、調理員数17、正規の職員7、日々雇用等10、巢南、調理員数11、職員数2、日々雇用等9。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今報告をお聞きしますと、調理員さんの正規の職員さんをだんだん減らして日々雇用にしていくということが年代別にはっきりしてきておるわけですが、これはなぜこういう方で、要するに正職員で補充していくということにしなくて非正規職員にしちゃったのか、その辺の考え方は何か、教えてほしいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 必要な人数、職員を、正規でいくのかほかの方法をとるのかというのは、そのときどきのさまざまな判断があろうかということを思います。ただ、私どもの立場からいったときに、給食の調理員さん方に求める最大のことは何であるか、これはまさにおいしくて、また安全で、そういった食事をつくってくださるということであるというふうには思っております。そういった場合に、すべてが正規の職員でなければその目的は達成されないとい

うことではないだろうと思っております。もちろん、こういった裏にはさまざまな経費の問題とか、そういったこともあろうかとは思いますが、要はそういった一番目的とするところがきちっと達成される、そういった体制であれば、これは多分これからも、正規であるとか日々雇用であるとか、そういったことの検討はそのときそのときの状況に応じて検討されていく中身であろうというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育の目的、目標を第1条、第2条に定めて、それは教育の一環であるということで認識は教育長と一致したんですが、実際そうすると、今度は職員に対する配置の問題になると大分ニュアンスが違ってくるわけでして、そういう点では、私は教育の一環であれば、調理員というのは、一つは調理という一つの専門性を生かして、おいしくて、安全で、衛生的なやつをつくるという、一つの専門職だと思うんですね。そういう職種ならば当然公務の労働で正職員がやっていくということが必要だということを思っております。そういう点では、こういうような職員の変遷というのは、将来的には調理員をアウトソーシングにしていこうというねらいの中からこういうことが出てきておるんじゃないかということを言わざるを得ません。

そういう点で、次に移りますけれども、今の子供の食生活、健康状態はどうかということについてですが、6月4日にテレビで、NHKスペシャル、9時からですが、「“好きなものだけ食べたい” 身体に異変？ 老化？ 家庭の食卓は今 便秘と肥満」ということで、子供たちの食生活のことをスペシャルでやったんですね。今の子供の食生活が大変だということが報道されておるんです。その中で一つの例として学校がやられましたけども、学校の子供たちの朝食と夕食にどういうものを食べておるかということ、まず自分の献立と写真をずうっと持ち寄って、その写真を栄養士の人に分析してもらって、栄養状態はどうだということ、要するに家庭の食生活を調査し、直していくということをやったらしいです。そういう中で、今全国的な傾向で、放送しておった中を見ますと、今子供たちは、毎朝排便をする人は10人のうち5人はしてこないということで、半分だけですね。そういうことを統計的に言っておりましたし、子供の中で高脂血症の人が100人のうち10人と、1割おるといようなことも報道しておりましたし、また朝御飯を抜くということは、農水省の統計の中でも18%ぐらいおるとかいういろんな統計がありますね。そういう点では、現在の子供たちの食を取り巻く状況というのは非常に大変な状況になっておるということ認識したわけですけども、そういう点で、教育委員会として現在の瑞穂市の小学校・中学校の子供たちの食生活の状況はどうかということ調査するということが必要だと思ってみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 議員御指摘のように、子供のそういった食生活にかかわって、現在、全般的な状況として非常に大きな課題があるということは、本当にまさしく事実だろうということをおもいます。

御承知のように、今「食育」という言葉が使われますが、食育という言葉が初めて一般的に使われ始めたのは、昭和10年度の後半でございます。それ以来さまざまな形でやはり食育の重要性が叫ばれました。率直に申し上げて、今一番食育にかかわって、さまざまなかわりで努力をしているのは、正直言います、小学校・中学校だというふうに私は認識をしております。本当は、小学校・中学校教育だけではなく、さまざまなところで食育には本当にかかわっていただかなくてはならない、そういうふうに思っております。現在は、学校の中でも、年間の中に各学年、各学級で何時間も食育にかかわる、そういった取り上げ方をさまざまな領域で行っております。

ちょっと余分になりましたが、今の御質問の件でございますが、子供のそういった食事等にかかわる状況につきましては、一応調査はしております。全員ということではございませんが、各学校の各学年1学級を抽出、そうしますと大体三十七、八%ぐらいになるかと思っております。そういったものを対象に、朝食を欠食している児童・生徒、それについても調査いたしております。これはいろんな階層がございますので、なかなか数字的に一言では申し上げにくいんですが、ほとんど毎日何も食べてこないという児童・生徒、小学校では、この調査によりますと市内1.7%、何も食べてこない。中学校では4.3%。この数値は、同じ立場で行った県レベル、国レベルと大体ほぼ同じという状況でございます。なお、通告書の方には「朝食の外食率」ということも書いてございましたが、これについては調査はいたしておりません。

つけ加えになりますが、そういった子供のさまざまな食事につまわってくる健康の問題にかかわりましては、現在、瑞穂市の学校保健会というのがもう数年にわたって、小学校・中学校からこんな言葉は本当は使いたくないんですが、成人病ということにかかわって継続的に研究をして、各学校が取り組んでおってくれる中身が、議員さん方には渡っておりませんか、この「みずほの教育」、これの中にずうっと各学校が取り組んで触れている中身、そういった点で、先ほど申しましたように、特に平成10何年以降にかかわりましては、学校の方でもやはり子供の健康ということにかかわって、本当にかつてなかったような取り組みをしておるのが実態でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう既に調査はしてみえるということでありまして、それは一遍調査の表はまた後で資料をいただきまして、私なりに分析してみたいと思っております。

そういう点で、子供の食生活というのは、家庭の母親の責任もあると思うんです。しかし、

この学校給食の目的の中には国民の食生活の改善に寄与するということが書いてあるでしょう。そういう点からいっても、この給食を通じてそういう改善努力をするということが一つの建前、要するに方針になっておりますから、そういう点では、ぜひ一遍NHKスペシャルでやったやつをビデオでも撮って、だれか撮ってみえるかもわかりませんが、見ていただくと、なかなかリアルに報道しておりましたので、ぜひひとつ見て、研究をしてほしいと思うんですけども、そういう点で、ぜひこの状況をしっかりつかむということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに次に行きますが、平成4年度の5月に、文部科学省が栄養教諭を置くということで、要するにこれも子供の食生活を改善するために、栄養教諭というか、栄養士かどうかちょっと私、わかりませんが、栄養に専門の先生を配置するという方向になったのですが、そういうことで、先ほども答弁の中でも食育教育はやっておるといふような話も出ましたけれども、この栄養教諭の人を導入する制度というのはどんなもので、瑞穂市ではどうなっているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今お答えさせていただく前に、先ほど私、「平成10年」を「昭和10年」と言ったそうでございますので、訂正をさせていただきます。平成10年でございます。

今の御質問でございますが、現在、今言われましたように栄養教諭といった職名の教諭を各小・中学校に配置しようという動きがございますが、現在岐阜県では、栄養教諭は学校に配置されておられません。ただ、配置について今検討がされているということは聞いております。ただ、18年度については全く情報はございません。これは先ほどの学校栄養士、学校栄養職員とは全く違います。教壇に立って、いわゆる教えるという、そういった立場になります。ただ、本市においては市内の各学校に、といつても2校ですけど、配置されております学校栄養職員、これに兼務発令をしまして、市内の全小・中学校に出向いて、学年の発達段階に合わせて食に関する指導、例えばバランスよく食事をとる重要性とか、朝食をとることで健康な成長を促すことなどの指導を全学級で実施をしております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 文部省はまだ方針を出しただけで、なかなか、要するに配置をするとなるとお金のこともありますし、なかなかだということで、県も検討されているということですが、県とあわせてぜひひとつ瑞穂市ともども早く配置されるよう検討をお願いしたいと思ひます。

次に行きますが、私は結論的に申したいのは、今度新たに建設される給食センターの調理員について、子供たちに安全な給食、おいしい給食を提供するためには、要するに正職員の調理員が公務として専門性を発揮して、働きがいを持ってやっていく、そのことが重要じゃないか

なということをおもっております。今までの一般質問の答弁の中では、アウトソーシングというようなことも検討しておるといような答弁がございましたけれども、今まで私が質問してきた内容、趣旨を理解していただいて、公務の中で正職員がやっていくという方向もぜひひとつ検討をしていただきたいということをこの一般質問の中で要望したいと思いますが、検討される用意はあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） このことに係りましては、もう議会で何回か御質問がございました。今まで答弁を申し上げている中身と、現在全く一緒の立場でございます。公設公営、一部民間等に委託を考えております。給食物資の調達、献立管理、調理業務の指導、そして会計経理事務、これは正職員で、調理業務、配送業務は順次民間等へ委託するという方向ですが、その時期については今後検討を加えていきたいと、そういった立場に今も立っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁では、今までの答弁と変わらんという状況でございますけれども、来年の9月が該当ですから、それまで私も、また機会があったら一般質問でやりたいと思いますし、また文教の委員会の中でも私の趣旨を酌み入れていただきまして、ぜひひとつ各議員さんからも議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、学校給食問題は終わります。

次に行きたいと思います。

2点目は、「みずほ教師塾『教師力』を高めるために」、教育研究所がこういうような冊子を編集されました。このことについて質問をしたいと思います。

まず最初に、瑞穂市の小学校・中学校の教育に責任を持っている組織はどこか、さらにその責任者はだれか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 学校教育にかかわる責任はという中身であろうと思います。いわゆる義務教育である学校教育、これにかかわっての責任というのは、これはもう当然といえば当然でございますけど、国、そして地方公共団体の長、そして教育委員会、当然それぞれに職務の内容があって、権限と責任があるということは、法でも規定されているところでございます。ただ、今、瑞穂市の小・中学校教育の責任はと、あえて問われましたので、そういった立場から言えば、一番身近にあるのは市長、地方公共団体の長、そして教育委員会でございます。なお、教育にかかわる職務内容につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律で、これきっちりと明文化されております。そういった点では教育委員会の職務内容と、それから地方公共団体の長の職務内容がきちっと書いてございます。で、教育委員会のトップはだれかとい

うと、教育委員会でございますので、これは当然教育委員長という形になります。教育長というのは、今度は教育委員会の事務を扱う事務局の長ということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育に対する責任ということで、教育の中身については教育委員会が責任を持つと。教育を行う環境、施設整備については市長が責任を持つということで、分けておるとのことだと思っんですね。そういう点では、教育の中身については教育委員会が責任を持つ。その教育委員会の中の長は教育長ということになるわけでございますね。そうすると、教育長の職務というのはどのように位置づけられておるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 私が果たしてこれだけの仕事が背負い切れるかと思われるほどの条文がございます。先ほど申し上げた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第17条でございます。教育長の職務、第17条、教育長は、教育委員会の指揮・監督のもとに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる、こう書いてございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ここにも明記してありますように、教育長の職務は、教育委員会の指揮・監督のもとに事務をつかさどることが書いてあるわけでございます。そういう点で、この「みずほ教師塾『教師力』を高めるために」の中身、内容については、教育委員会で議論されて、その方針に基づいて出されておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先ほどの地方教育行政、地教行法の23条、教育委員会の規定ですね、それから24条が市長の規定、これ実は19項目あるんですが、これは多分読んでいただいておりますというふうに思います。教育委員会のその職務内容の19項目ある8番に、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関することと、そういったものが教育委員会の仕事の中身としてあります。この本そのものはまさに、校長、教職員の教育者としての力量を高めていく、そういった研修そのものであるというふうに私は解釈しております。

それにかかわって、教育委員会の了解がとってあるかということでございますが、これも多分読んでおってくださるだろうと思いますが、瑞穂市教育委員会事務委任規則というのがございます。これにはこう書いてございます。地教行法の規定により、瑞穂市教育委員会は、教育委員会というのはさっき言った5人の会でございます。教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任するとあります。意味がわかりましたでしょうか。教育委員会の職務権限の中身のうち、次の中身を除くものについてはすべて教育長に委任しま

すよという規定がございます。その規定の中にこういった項目がございます。これは「除く」の方です。13番に、校長、教頭、その他教育関係職員の研修の、先ほど8項にその同じ言葉がありましたね、地教行法の23条の8項に。この研修の一般方針を定めること、これは除外しますよと書いてあります。除外しますよということはどういうことかということ、必ず教育委員会にかけなさいよという意味ですね。教育委員会にかけてくださいよと。この規定の中には専決もちゃんと書いてあります。それで、専決をした場合には、ちゃんとまた教育委員会に承認をとってくださいよということがこの中に書いてございます。研修にかかわることにかかわって、ここに書いてあるのは、校長、教頭、その他の教育関係者の研修の一般方針にかかわること、これはちゃんと教育委員会にかけなさいよという意味です。ですからこれは教育委員会にかけてございます。この中に、これは行っておると思いますが、研修の項目がちゃんとあります。これはきちっと教育委員会にかけてあります。で、この委任規則から言えば、そのほかのことについては教育長に委任しますよという中身です。ですから、どのような方法をとって研修を仕組むか、具体的な内容は何か、そういったことについては教育長に委任しますよということでございます。ですから、これにかかわりましては、実をいいますとこれ、平成16年から定期的に発信したものでございます。で、大抵の場合には教育委員会のたびに最近発信した分を一応参考資料として提示はしております。ですから、大部分のものは教育長さんは、もうこれを発信時点で大部分のものは持っておみえでございますが、教育委員会の議題、あるいは教育委員会の承認事項といった形では、先ほどの条文がありますので逐一としてはございません。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私は委任規則まで読んでおりませんのでわかりませんでしたけども、そういうふうにはこれは大分、私、教育が専門的じゃないで、中身までがこうなっているかどうかようわかりませんが、教師をやめた先輩の人にちょっと聞くと、ちょっと立ち入り過ぎておるといふ意見の人もお見えになるんです。これを現場の教師が読むと、いろいろ教育内容に圧力をかけるような感じはせんかというニュアンスのことも言ってみえました。そういう点では、ちょっとその中身、私は専門じゃないもんでわかりませんが、そんなことも懸念されるということの思いがあるのではないかと思うわけでありまして。そういう点で、今、国会では教育基本法を改正するかどうかという論議がされておると。そういう点では教育の内容についていろいろな介入というのはいかがなものかということが、いいかどうか是非も含めて論議がされておるときでございます。そういう点で、この問題について私はちょっと立ち入り過ぎじゃないかなと思うんです。

それで最後に、ここに教育長の編集後記というのも書いてありまして、この中で教育長の経歴までずうっと書いてあるんですね。経歴については老人クラブの総会のときにも教育長の講

演を聞いてお伺いをしたわけですが、そういう点では、教育長の期間中、ほぼ17年間は教育行政の方に携わったということだけでも、しかし私は教育の指導畑でもようやっておるつもりだということが書いてあるんですね。そういう自負があられるかと思うんですけども、実際は要するに教育行政をずうっとやられた人ですし、そこにおればどうしてもそうなるんですよ。だもんで、それをあえて教育畑だということを強調しながら、あまりにも出過ぎることがあるんじゃないかということを私は思いますので、ぜひひとつそこら辺はこういう意見もあったということをお聞きいただいて、質問を終わります。答弁はいいです。終わります。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時59分

再開 午後 3 時13分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 広瀬捨男君の発言を許します。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、下水道の整備について、経常経費の30%カットについての2件について質問をさせていただきます。

まず初めに、瑞穂市第1次総合計画の中の下水道整備事業の整備についてお尋ねをいたします。

市第1次総合計画の中で下水道の整備について、下水道は、公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保する上では不可欠なものである。本市においては、別府地区でコミュニティ・プラント事業、西地区で特定環境保全公共下水道事業、呂久地区で農業集落排水事業を実施されております。しかしながら、集合処理及び浄化槽による処理人口は、岐阜県の調査では、平成17年度3月現在、市全体の約41%で、県平均の77%に対し、非常に低い状況でございます。このため、瑞穂市全体の長期的な財政の見通しや、公共下水を初めとした各種手法における費用対効果等、総合的に勘案しながら、瑞穂市生活排水処理基本計画の策定とありますが、具体的にはどのような方法でいつごろまでに策定されるのか、お伺いをいたします。

それでは質問席に移らせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、瑞穂市生活排水処理基本計画の御質問に答弁させていただきます。

現在、瑞穂市生活排水基本計画の内部検討書を作成してございます。それには、目標年次の設定、下水道計画の基本方針、計画区域の見直し、計画人口及び汚水量の設定等を長期的な観点から見直しを検討している最中でありますので、その辺を御理解賜りますようお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） いろいろまでにといいお聞きをしたわけですけど、先ほども申し上げましたように、非常に岐阜県内でもおけているということで、相対的な処理人口は先ほどお話ししたとおりですけれども、やはりその中は30%以上が合併処理浄化槽等ということになっておりますので、どうしても集合的な処理というものは非常に理想的ではなかるうかと思imasuので、いろいろという時期について、目標だけは言っていたきたいと思imasuますが、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 中で、いろんな手法、整備等の関係がございますが、いろいろまでの方針決定ということまでは、現時点ではなかなか言いづらい面がありますので、何年までとか、そういうことまでについてはちょっと今の時点でははっきり断言は申し上げられる状況ではございません。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねしますが、事務方の部長の方で一生懸命今やっておっていただけるわけですけれども、市長としてはどのぐらいの、できるだけ早い方がいいんですけども、どんなような方向でどんなふうに進めるかという目標年次だとか、そんなにかからないとは思imasuますが、その考え方をお聞きしたいと思imasu。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これ、私にいつまでにやるか言えとおっしゃっても非常に難しいんですよ。端的なことを申し上げまして、財政事情もにらめっこをしなければなりませんし、それからもう一つ一番難しいのは、どこから手をつけていくかという、ずばり申し上げて、終末をどこにするかという問題の議論をしていくと、そう計算どおりに簡単にはいかないという問題が非常に多いわけですよ。おまけに、現在稼働しております施設につきましても、当初組んでおりました人口から見ますと、この推計あたりも見直していくと、またそれなりに余力が出てくるんじゃないかということも出てきますけど、そんならそれをどうするかという問題がまた出てきます。いろいろと難しいことがいっぱいありますので、ちょっと時期いつまでと言われると……。ただ、ずばり申し上げられることは、全域をやっていきますと何百億という事業費でございますので、財政的な面から見ますと、少なくとも完成するまでには数十年かかると。そう言うともたいつもしかられますけれども、それぐらいの結局長期的な事業だと、こんなふうには認識しております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） それなら次に、市の今、先ほども言いましたんですが、第1次総合計画の中で、現在事業着手をされている西地区特定環境保全公共下水道事業や、別府地区コミュニティ・プラント事業の進捗に伴い、順次使用開始区域の拡大を図るとともに、水洗化率に対する市民の意識啓発に努め、下水道への接続を促します云々とありますが、接続率の向上について、具体的にはどのような施策を現在お考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 接続率の向上の方法ということでございますが、議員御指摘のとおり、公共下水道につきましては下水道法第10条、また同法11条3項、及び建築基準法31条により規定されておりますが、コミュニティ・プラント事業につきましては、接続の義務については明文化されておられません。

コミュニティ・プラントの接続件数につきましては、平成18年3月31日現在、供用開始区域の住民基本台帳人口1,372世帯中411世帯で、接続率は29.96%となっております。また、西地区の特定環境保全公共下水道の接続件数につきましては、供用開始地域の住民基本台帳人口1,190世帯中709世帯であり、接続率は59.58%となっております。コミュニティ・プラント事業に関しましては、供用開始後3年が経過し、全国平均の水洗化率60.9%と比較しても非常に低い状況であります。また、西地区の特定環境保全公共下水道については、供用開始後2年が経過し、全国平均の水洗化率55.6%であります。

コミュニティ・プラント事業及び特定環境保全公共下水道の接続率の向上につきましては、瑞穂市のホームページ、または広報等でPRをしておるところでございます。なお、コミュニティ・プラント事業につきましては、今年度、各家庭にアンケート調査を行いまして、その結果に基づき、再度排水設備接続推進のための地元説明会とか会議等を計画いたしまして、接続件数の増加に努めるよう努力するつもりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それで、ちょっと私の近隣の、いわゆる工事費の助成について調べたあれがあるんですけども、本巢市では、16年4月1日付で排水設備工事助成金交付要綱というのができまして、公道に接している宅地の場合でも、やはり供用開始後3年以内の場合は、公共汚水枦から母屋のひさしまでが10メートルを超える部分、1メートル当たり8,000円の公費の助成と。ただし、施工条件により2割以内で単価を増額することができるということで、限度額としては助成金は1戸当たり30万円ということで、先ほど言いました計算式で、1年目は算出額ずばりで30万円まで、2年目は算出額掛ける2分の1ということで15万円が上限、3年目は算出額掛ける4分の1で7万5,000円が上限となっております。具体的にいってみますと、例えば公共枦か

ら母屋のひさしまでが40メートルあると仮定しますと、最高で、そんないろいろな条件が悪いということだと、先ほど言いました 8,000円に対して2割以内ということですから、9,600円で30メートルについて助成をいただくということだと28万8,000円、基準の8,000円としますと30メートルで24万円ということ聞き込んだわけですが、執行部の方は恐らく御存じかとは思いますが、その辺のところはどのように、また他の町村があるかどうかとか、そんなことをお調べしてみえたらお聞かせを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 議員御指摘の、本巢市の排水設備工事費助成金交付要綱、私の方も承知しております。これは旧本巢町が、山の中で、いわゆる公道に接してある宅地と、公道に接していない宅地とに区分をされて、助成制度を設けられて、新市になってからも継続されておるといってございます。

私の方も、これにつきましては、公道から接してあるどうのこうのということではございませんが、助成制度ですね、供用開始の関係で5万円ということでの助成制度等もございまして、本巢市につきましては、この助成金交付要綱と、なおかつ排水設備新設工事費の補助金制度も別に規定はされておりますけど、両方ダブりの補助金は交付されないということ聞いておりますので、各接続を希望される住民の方の、片一方の方では最高で2万円ですので有利な方を採用されておるといってございますが、山間部の本巢の方は、先ほど言いましたように、母屋のひさしまでの距離が長いということで、こちらの限度額30万の方を多く選択されておるといってございます。

ほかの他市町村はどうかということですが、利子補給制度とか、私の方がやっております排水設備等の改造助成金交付要綱等が多いようです。まあ、本巢市さんみたいに母屋のひさしまで云々というのはあまりございませんと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 現在、別府地区のコミュニティ・プラントは、官民の境界で管が切られておるわけですが、先ほど言いました西地区の特定環境公共下水道については、公共桝まで一緒に布設をされているということで、なんか私思うんですが、事実、特別委員会でも見せていただいたんですが、なんか請求されているような気がするんじゃないかと思うんです。そんな工事を、例えば今の別府コミ・プラ地区にやった場合はどのぐらいかかるのか、その辺のところの、今までいろいろ接続されたところの工事1件あたりの平均とか、そんなものがあればどのぐらいということもわかるんですけど、その辺の検討されたことがあるかないか、ちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） コミュニティ・プラントの公共汚水柵の関係は、設置されるときに市負担で公共汚水柵は設置します。中の宅内の配管の関係につきましては、それぞれの住民の方が業者から見積もりをとって工事施工されるということを聞いておりますが、個々の住民の方から、どれだけかかって、どれだけかというようなことの検討したかという御質問ですが、そこまで私の方もまだ担当から聞いておりませんが、なかなかその辺の各家庭の条件、地域とか、いろんな関係がございますので、その金額が平均的に適正だったかどうかというのは、なかなか判断がしづらいのかなあということは思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） これが初め決まるときに、当時町長時代にもいろんなことで、岐阜市を除いて近隣は全部公共下水にしても、こういう集合的なものは公共柵までつくられているのが現状であるということをお話しさせていただいたんですが、受益者負担金を納めてもらうまでは入らないというような方針で今のことになっているかと思うんですが、先ほど言いましたように、やはり巣南地区の方にちょっと聞きますと、やっぱり先ほど言いましたように、公共汚水柵ができていうことは、なんかつながないかなあという気になる。そういう点でやはり特に別府地区の旧部落の方は乱積みがしてあったり、やはり一般道路から1メートルぐらい高い宅地というのは大分ありますので、そこを結局境界まで来ているということ、やはり石をはずしたりしてやるということ、経費は、先ほど部長が言われたように、市負担で当然やっていただけるんですが、その辺のところはやはり今後、接続率が悪いということですので、アンケートをとっていただくとかいろいろやっていただけるようなんですが、さらにそんなことも検討していただくということも考慮してほしいと思います。

それから下水道の使用料ですが、市長は記憶力がいいで、さぞ記憶にあると思うんですが、別府中町公民館で、たしか平成12年の2月4日か5日だったと覚えています、そのときに、中町の人じゃなくてほかの方から説明会に出席された方が、執行部の説明でちょっとわからないところということで、文章で質問を出された方があるわけです。その説明の中では受益者負担金は25万円と、それから下水道使用料は浄化槽の年間維持費程度を月割りにすると。あるいはコミ・プラに対する下水道との説明が云々ということで、すぐ回答がされているかと記憶しておりますが、それによりますと、質問の中で、25万円の受益者負担金については、今特別委員会の委員が8名いるので、その中で協議をして今後決めていきたいと。それから説明の中で、浄化槽ということだから、単独と合併とは大分違うんじゃないかということの質問だと思うんですが、その回答としては、単独、合併浄化槽の年間維持管理費を月割りにしたものを考慮しながら、近隣市町村の使用料を考慮して云々と回答がしてあったかと思えますし、説明の中でも、一般のときでもやっぱり浄化槽の年間維持経費ということは私も耳にしたんですが、そん

なことで、今現在の下水道使用料というものは、確かにコミ・プラは、先ほど話があったんですが、工事着手してから供用開始までの本当に短い間でできるわけで、本当にそういうことについては非常に利点があるわけですが、その使用料が近隣町村に比べて私はやや高いんじゃないかと思うわけです。とてもじゃないけれども、その水の使用料によって違いますが、維持管理費の月割りではないのではないかと思うわけです。逆に、1回しか出さない受益者負担金の1戸当たり15万円というのは、私らも特別委員会協議会において、その当時町長にも大分御無理を言って15万円で1年以内につなぐと5万円ということ、たしか町長の案で、まあこれで決めようというようなことがあったかと記憶しておりますが、本当に一遍出す15万円については割安だと思うんです。ただし、ずうっと長く続ける使用料が、やはり岐阜県の資料もずうっと毎年出るわけですけれども、岐阜県の中ではそんなに低い方では決していないと思うんです。初め市長は、コミュニティ・プラントは早くて安いんだと。確かに早かったんですけれども、工事費のことがあるので後でまたちょっとあれなんですけれども、その辺のところの考え方についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私、他の市町の下水道料金と比較して、表をちょっと持っていませんのでその辺はよくわかりませんが、一つだけ言えることは、単独というか、個人の浄化槽のときに比べての負担が、同じぐらいでいけるという想定をしておるときには、下水の流す水の量をそれなりに標準ではじいていますけれども、実際に皆さんがどれぐらい今度お流しになるかということになると、どうも私考えてみると、想定以上に各家庭が逆に水をお使いになっているというのが、こういう結果になっているんじゃないかなと、そんな感じがいたしますけれども、非常に抽象的で申しわけありません。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

本当にね、やっぱり使用料が、みんなつないだ人が、市長が今言われたように、割と自家水を使っておる人があるんですね。それでフルに使っているんですね。そういう点では、この間担当部長とも話しておったんですけど、いろんな面をやはり考えてみると、単独浄化槽の場合、特に今まで垂れ流しみたいな形で、し尿以外は垂れ流しですので、市民の皆様にはそうやって言うんですけど、いやあ、今はもう単独浄化槽でも水洗になっておるもんで、そんなに高くなっただけというのを言われる方が非常に多いもんで、その辺のところをまた市長、そういうことを考えつつ、また料金の方も、非常に一遍決めたということで大変だとは思いますが、愛知県のどこかのまちは、あえて言いませんけど、下げられたところもあるわけです。水道も下げたというところもありますので、やはりせっかくできた施設ですので、みんなして

考えて、今執行部の方もアンケートとかいろんなものをやっていただくようですけど、先ほどの公共枮をつくってみる検討だとか、料金についてももとの、大体合併したら合併の、負担は低く云々というようなこともありましたので、むしろ上がっているような感じも受けますので、その辺のところをぜひ検討していただきたいと思います。

次に、たしか昨年9月、小寺議員の下水道計画の質問に対して、内閣府から出されている地域再生計画の汚水処理施設整備交付金制度の活用を念頭に、市全体の生活排水処理整備計画を策定し云々という答弁があったことを記憶しております。しかし、この交付金制度では、公共下水道、特環も一緒なんですけど、農業集落排水、浄化槽が対象のように思うわけですが、コミュニティ・プラントは対象外と考えられるわけですが、今後、確かにコミュニティ・プラントは初め12地区だったんですが7地区ということで、いろんなふうに進めてきておるわけですが、地区も第1次、第2次というふうで7地区に分けて検討してきておるわけですが、今、途中でとまっているように思うわけですが、その辺のところをやはりどのように今後進めていかれるおつもりなのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 松尾水道部長。

水道部長（松尾治幸君） 汚水処理施設整備交付金制度の活用の関係かと思いますが、地域再生のための基本指針、地域が自主性、裁量権の高い資金として活用できるように国庫負担制度の改革を行い、3省所管の汚水処理施設の設備を相互に事業進度を調整しながら整備することを可能とすることと、それを目的に効率的な汚水処理施設の普及推進を図るということでの制度であろうかと思いますが。

瑞穂市における下水道、汚水処理事業を進めるためには、この交付金制度を視野に入れ、汚水処理施設間では柔軟に流用できるなど、市の自主性、裁量権が高いという性格を有していることから、現在供用開始している別府、西地区を含め、その地域で合意及び理解が得られる処理方式により進めていければというふうに思っております。しかし、国庫の補助負担金とか地方交付税交付金の圧縮等により下水道財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。これらを踏まえまして、安定的な資金の確保とか、今後これまで整備された処理施設を適正かつ効率的に維持管理していくために、下水道、とりわけ汚水処理事業の基本方向を慎重に決めなければならないと考えておりますので、その点も御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ちなみに、下水道の特別委員会の方でいただいた資料に基づいてちょっとお聞きするんですが、まだ途中に、別府処理区のコミュニティ・プラントについては、大体工事が終わっているかと思うんですが、西処理区については、たしか昨年9月、処理場の

施設を追加というか増設するというので、たしか9月議会で3億7,280万ですか、下水道事業団に委託契約をされておると思いますし、それに対する国からの予算というか、それが1億3,790万円ぐらい今年度つくようには、ちょっと見た書面があるんですが、いずれにしても、先ほど言いましたように、そのコミュニティ・プラントについては、例えば今までの16年度末で376億5,899万9,000円ですか、細かく言うと。そのぐらいいに対して、国庫補助金は9億1,123万9,000円ぐらいだと思います。ちなみに、西処理区の特環につきましては、平成9年から平成16年、まだ事業は続くわけですが、現在、前年度までの国と県の補助金が19億4,669万8,000円と。それで今までの事業費は、片方の特環の方は45億5,600万、片方は、駅西会館の建設費を2億4,900万引きますと37億6,589万9,000円ですか。そんなことで、非常に財政のことも言われるんですが、先ほど、今申し上げましたように、根本的にやはりコミ・プラについては、御承知のように処理場の土地代というか、土地購入費については見てくれないということで、対象のものの、御承知のように補助対象経費は3分の1ということですね。それで公共下水の方は対象経費原則2分の1ということで、処理場は少し多いと思いますが、そういうことで、先ほど言いましたように、相当国付、国と県が特環の場合はあるわけですが、半分とは言いませんが、やっぱり特にこの場合用地費が高かったというか、場所のいいところですので、用地費を引いても30%くらいしか来ない、対象外がございまして。そういうことで、非常に経費ということ、いろんなことを思うと、やはりこの二つを集合処理を比較した場合は公共下水の方がいいんじゃないかと思うわけですが、その辺のことについて、先ほど言われましたように、処理場とかいろいろ市長も言われましたんですが、処理場はどこかでつくるということになるもので大変なんです、今のようなことは市長はよく御存じなんです、その辺のところ、今後どのように進めていかれるか、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話で、私、ちょっと御理解いただいておりますけれども、旧穂積町の場合は全部都市計画区域でございまして、特環は使えませんので、特環とコミ・プラと比較していただくのはちょっと矛盾があるというふうに思っております。

それから、これからの事業展開については、それぞれの展開の中で最も有利な資金の調達方法は何かということで検討をしていけばいいんじゃないかと思っています。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

私の言葉足らずだったんですが、御承知のように特環も、一般の市街化区域に適用した公共下水も、補助率は全く同じでございまして、その辺のところ、私がちょっと述べるのが足らなかったと思うんですが、補助率が一緒ということですから、よろしく願いいたします。

それから、市長の先ほどの話じゃないんですが、非常に処理場というものは大変ですので、いつかの3省マニュアルでも、やはり処理場はできるだけ市町村で縦割りを考えずに一つにするということですので、そんなことも考えていただきながら、コミ・ブラの場合、第1次処理推進処理区ということで、別府、馬場・生津、本田処理区が第1次、第2次は、穂積、五ヶ村、五六西部、宝江処理区ということも、ある程度流れていることもありますので、この旧穂積だけじゃなくて、巢南の中地区もいろいろ要望もあるようでございますので、そういう点を加味しながら、できるだけ早く計画を出していただきたいと思います。

次に、平成17年12月定例会で、市長の所信表明で、瑞穂市においては平成18年度予算編成方針で、平成16年度をベースに3年間で経常経費の30%を指示している云々という話がありました。その根拠及び具体的な内容についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

地方を取り巻く財政状況は、年々厳しさを増しております。昨年度決着をいたしました三位一体改革によりまして、瑞穂市は3年間で11億4,500万円もの負担増を強いることになっております。さらに国は、現在、地方交付税の大幅抑制、再生型の破綻法則整備等の議論の真っ最中でございます。今後さらに地方財政逼迫が懸念されるところとなっております。このような状況の中で瑞穂市の財政運営を考えた場合、市は背伸びすることなく身の丈に合った予算規模で運営を心がけていかなければならないというふうに考えております。

御質問をいただいております30%の根拠、そして具体的な内容ということでございますが、平成16年度当初予算に示しております経常経費は101億円でありました。ちなみに市の標準財政規模は約81億円でございます。この81億円には10億3,000万円の地方交付税が含まれております。国の三位一体改革によりまして、当市は近い将来、交付税の不交付団体に昇格することが予想されております。標準財政規模から地方交付税を差し引いた額、すなわち71億円が本来の市の標準財政規模と認識をせざるを得ないというふうに考えております。

市の健全な財政運営を図っていくために、標準財政規模を基準といたしまして、経常経費の30%削減計画を示したものであります。入りをきわめ、出を制し、身の丈に合った健全な財政運営を目指すのが重要であるというふうに考えております。

経費の削減計画につきましては、各部署におきまして、徹底した経費の見直しを進めてまいります。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

ちなみに、市長がこの前提案されたときに、四国新聞の善通寺市のことをちょっとお話しさ

れたんですが、ホームページをとって見たんですが、やはり具体的な例として、例えば現行の行政改革大綱における成果と、平成8年度から13年度ということで、市長名でホームページに載っております。例えばその場合は、冒頭にもう経費節減、経費効果は、例えばこれによりますと年2億6,529万4,000円と。正規職員の推移は、7年度から順に470人、450人、440人、423人云々で、平成14年度は380人にするというようなこととか、ずうっと具体的に載っております。そしてまた、目標とすべき指標として、歳出総額に占める人件費の割合は25%以下にしたいとか、歳出総額に占める投資的事業費の割合は25%以上にしたいとか、職員の数270人で110人を減にしたいとか、具体的にこうして市長名でホームページで公表されているわけです。そのことについて、市長は本当にいろんなことを勉強してみえるんですが、腹案は恐らくなくして言われるようなことはないし、先ほどの部長が言われました標準財政規模71億円の説明をお聞きしたわけですが、当然、市長だから腹案が頭の中にあると思いますので、具体的にどんな項目がどれで、どれをやっていくんだと、そんなことをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 具体的にというお話ですけれども、一番のポイントは、やはり大きなウエイトを占めるものは経常経費だと、中で人件費だと思います。ですから、やはり仕事の仕方をいかに見直していくかということがポイントかと思います。それと同時にこれから団塊の世代が定年退職に入ってまいりますので、その後の職員の新規採用とのバランスをどう考えるかということによって時間がセットできるのかと、こんなふうに思います。ただ、定年退職でリタイアする職員が多いからって、それだけをぽんぽんと切りかえていくということは、行政としての継続性の問題で、またそこに一つのギャップができますので、今度はそれを補てんするのに非常に苦しまなきゃならんということがありますので、そのあたりはやはり十分考えておかないといけないと、このように考えています。

それは単純な話ですけれども、それよりも大事なことは仕事の仕方、それから、今いろいろとやっています仕事が、果たしてこの時代の変化の中で必要なのかどうなのか。それからもう1点は、市民の皆さんにどこまでお手伝いいただけるのかと、そのあたりの視点も大切だと思いますので、各担当、ポジションにおいて、そのあたりの見直しというものをさせておるということでございまして、担当部署におけるそういう点の見直しというものは来年度あたりのところまでで大体めどがつくんじゃないかと。あとは人件費の関係が、今申し上げたようなステップで何年間で持っていけるかということになるのかと、こんなふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） この前、市長の所信表明の中で、経常経費を30%カットし、それで基盤整備だとか福祉、教育等の事業費について充実を目指しますという所信表明がされておるわ

けでございますが、具体的に18年度予算に対してという話もあったと思いますので、3年間という18年、19年、20年度で終わると思いますが、市長から大まかな話は受けたわけですけど、やはり先ほど言いましたように、できるだけ事業ごとの数値を、こういうふうに市民の税金を変えていくんだとか、ここの面ではやっぱりめり張りをつけて、今3項目等ですけども、そのことで、これとこれとこれについては30%カット、目標がどの程度になるかわかりませんが、どのような比率でやるとか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） そういう個々の項目について、これで幾らという数字ははじいておりません。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 総務部長にちょっとお尋ねしますが、18年度予算というものは大体組んであるわけですけど、先ほど市長にも言いましたように、18、19、20年だと思っんです、3年間ということは。今の予測として、近いところで18年度はどのぐらいでいくんだということ、事務的なところでどんなような考え方、市長は大まかなことは聞いたんですが、数字的にと言われるんですが、その辺のところを、ありましたらよろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 3年間で30%のカットといたしますのは、16年度を基準ということでございますので、17、18、19年度の3年間ということでございます。

それで、各単年度ごとにどれだけずつカットしなさいというような指示はいたしておりませんので、3年間で30%カットというような大きな目標の中で動いております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ちょっと確認をさせていただきますが、16年度ベースでということ、もう17年度からということ、17、18、19年度ということでしょうか、確認ですが。

議長（藤橋礼治君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおりでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了しました。

## 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日は、これをもって散会します。

散会 午後 4 時01分

